

< 研究ノート >

ビドルとジャクソン

——近年の研究を中心とした一覽書——

楠 井 敏 朗

I. はじめに

アンタイ・ベラム
南北戦争前期（以下「戦前期」と略す）をどう捉えるかという問題にとりつかれてかれこれ30年近くになる。産業革命の展開に導かれたアメリカ資本主義の成立・展開と、「ジャクソニアン・デモクラシー」が、いったいどのような係わりをもち、南北戦争へ帰結したのか、南北戦争はアメリカ経済史上どのような歴史的意義をもつものであったのかという問題に強い関心を抱き続けて来たからである。

ところでこの時代のアメリカにおける「資本主義」と「民主主義」のかかわりという問題を考える際、近年すぐれた研究が発表された。ロバート・V・レミニの三部作（Robert V. Remini, *Andrew Jackson and the Course of American Empire, 1767-1821*, New York 1977; *Andrew Jackson and the Course of American Freedom, 1822-1832*, New York 1981; *Andrew Jackson and the Course of American Democracy, 1833-1845*, New York 1984）である。

これは形式的には第7代大統領アンドルー・ジャクソンの伝記で、経済史プロパーの研究書ではない。しかしこの三部作は、ジャクソンの全生涯を通してかれのかかわったさまざまな事柄を、これまで発表された数多くの研究書を批判的に受けとめながら整理し、膨大な原資料に基づいて構成しようと試みたもので、建国期から1845年までのアメリカの、経済・社会・政治の動きを克明に分析した研究書である。とくに第Ⅲ部は、研究史上問題の多い「ジャクソニアン・デモクラシー」に対して真正面から取り組み、著者独自の理解を表明してたいへんすぐれた著作となっている。

ここでは、レミニの著作、とくにその第Ⅲ部を中心に紹介し、それをジャクソンの政敵であり、ほとんど

同時代に活躍した第二合衆国銀行第3代総裁ニコラス・ビドルの伝記（Thomas Payne Govan, *Nicholas Biddle: Nationalist and Public Banker, 1786-1844*, The University of Chicago Press, 1959, Midway Reprint 1975）と比較対照しつつ、「ジャクソンとその時代」の経済史的意義を検討しておきたい。

II. ゴーヴァンとレミニの主題

T. P. Govan, *Nicholas Biddle*, は全38章から構成された429頁の大著である。それは、第二合衆国銀行第3代総裁として、合衆国の資金供給と循環に関して絶妙な手綱さばきをみせ、第6代大統領ジョン・クウィンジー・アダムズ政権下（1825-1829年）「アメリカ体制」派の経済政策を金融面で強力にバックアップしたニコラス・ビドルの生涯（1786-1844年）を、膨大な資料を駆使して纏め上げた著作である¹⁾。初版本は1959年シカゴ大学出版会から出版されたが、本論文では、1975年公刊のミドウェイ版が使用された。

その意味でゴーヴァンの研究は決して最近の研究に属するものではない。本論文でゴーヴァンの著作が引き合いに出されたのは、冒頭にみたロバート・V・レミニのアンドルー・ジャクソンに関する三部作とのかかわりにおいてである²⁾。

ゴーヴァンのビドルに対する思い入れは、ゴーヴァンによれば、かれがヴァンダビルト大学で歴史研究を始めた大学院生のころの時代背景と関係していた。当時（1936年）、アメリカ合衆国はフランクリン・D・ローズヴェルト民主党政権下にあり、大不況の克服を政策の第一目標に掲げていた時代であった。この「不況克服のために用いられていた同時代の諸政策」が「よく似た経済状況のなかで、一銀行家であり、ハミ

ルトン主義的ナショナリストであったビドルによって、ほぼ一世紀前に提案され追求されていた諸政策と本質的に同じものであるように見えたことが、かれの「ビドルに対する好奇心」を刺激した動因であったと、ゴーヴァンは序文で述懐している³⁾。

ところが、当時、今日では随分変わったが、ビドルや、かれとジャクソンとの衝突を取り扱って来た多くの歴史家は、ビドルの業績を正しく評価しようとはしなかった。ほとんどは、ジャクソンの側に立って評価を下して来た。すなわち、富と地位に反対するアメリカ的偏見を分ちもっていた大多数の人々は、「自由と倫理的徳目は、ナショナル・ガヴァメントによって規制されない土地所有農民 (landowner farmer) の素朴な農村社会でのみ達成されうるというジェファソン流の独断を無批判に受け入れ、ビドルを、合衆国憲法で確立された諸個人の権利や諸州の権利を無視することによって自由を破壊しようとして試みている東部諸都市のための代弁者と見做して来た⁴⁾」。

そうでなければ、例えば、ウィリアム・グレイサム・サムナー (William Graham Sumner) のように、古典派経済学の諸理論を普遍的な経済理論と受け入れた人々は、「国の特許によって設立された機関による通貨と信用の規制および管理を、自然法を出し抜こうとする有害でつじつまの合わない試み」(傍点は楠井) だとして拒否したし、カール・マルクスの階級闘争史観を受け入れた人々は、「強力な金融機関の頂点に座を占めた富裕な貴族 (ビドルのこと—楠井) は、自分自身の富と権力、あるいは自分の属する階級仲間の富と権力を高めようとする動機以外に何物をも持つことが出来ない」と考えて来た⁵⁾。

したがって、ゴーヴァンが自らに課した目的は、かれ以前の研究に一般的にみられたこのような「ビドル像」や「第二合衆国銀行像」を打ち破り、「自由」に敵対した合衆国銀行という長いあいだアメリカ人の心に沁み透って来た信念に挑戦することであった。

ところでレミニの三部作は、コロンビア大学でかれのマスター論文を指導した恩師リチャード・ホーフスタッター (Richard Hofstadter) のジャクソンに対する評価 (Richard Hofstadter, *The American Political Tradition and the Men Who Made it*, New York 1948, chap. 3 [田口富久治, 泉昌一訳『アメリカの政治的伝統』I, 岩波書店, 1959年, pp. 60-91]) をただし、「革新主義=ニューディール歴史家」のジャ

クソン評価——ジャクソンを民衆の代表者とする評価——を復権させることを意図したものであった⁶⁾。

この三部作は、ジャクソンの生涯を大きく三段階に分け、第1期 (1767-1821年) を軍人として雷名を馳せた「膨脹主義者」の時代、第2期 (1822-1832年) を、退役後政界入りし、大統領候補者、あるいは大統領 (第1期) そのものとして敢然と政治の腐敗に対決した「自由主義者」の時代、第3期 (1833-1845年) を「民主主義者」の時代と特徴づけて、それぞれを第I部、第II部、第III部としたものである。

ここでわれわれにとって著しく興味ぶかいことは、レミニが、他にもない1980年代末の今日、恩師ホーフスタッターの偶像破壊的命題——「指導的なジャクソニアンは、アーサー・M・シュレジンガー, Jr. が *Age of Jackson* (1945) で論じたような都会の労働者のチャンピオンでもなければ、フレドリック・ジャクソン・ターナーその他革新主義の歴史家たちがつとに示唆したように、小農民のチャンピオンでもなかった」。むしろ「かれらは金儲けに熱中している人々、自分たち自身の政治的・経済的諸利益を増進することに主としてかかわりをもっていた企業者層であった」⁷⁾——に挑戦して、いまいちど「革新主義=ニューディール史学」のジャクソン評価を復権させつつ、ジャクソンの権力正当化の基盤である「民衆」(people) 概念を再吟味しようとしていることである。

ゴーヴァンもレミニも、対象としたアメリカ資本主義は同じものであったはずなのに、観点が異なると別様の世界が描かれてくるというところに歴史研究のある意味の面白さがあるかも知れない。

そこでわれわれはアメリカ史学の伝統的評価に左右されないですむという一外国人研究者の立場を利用して、幾多の研究によって評価の分かれたビドルとジャクソンを総合的に理解できるようになった今日、両者の研究を偏見をもたずに紹介しつつ、「戦前期」、とくに1820-1845年の時期のアメリカ資本主義の構造的特色を検討してゆくことにしたい。

III. 第二合衆国銀行の金融政策と恐慌対策(1)

ニコラス・ビドルは1789年に生まれ1844年に没。アンドルー・ジャクソンは1767年に生まれ1845年に没。存命期間はジャクソンの方が20年近く長かったが、1820年代から1840年代半ばまで約四半世紀、両者

は相互に相手を意識し対立し合うライバルの関係にあったことは事実である。

ビドルはフィラデルフィアの名門に生まれ、ペンシルヴェニア大学からプリンストン大学に学んだ秀才。若くしてロンドン駐在のイギリス大使ジェイムズ・モンロー (のち第5代大統領) の秘書となり、海外体験も身につけていた⁸⁾。

ジャクソンは父親の死後数カ月後にノースカロライナ植民地の一農家に生まれ、独立戦争で家族のすべてを失った後、辺境の地テネシーに赴き、ここで独立独行で次ぎから次ぎに荣誉ある地位 (22歳で法定弁護人、23歳で合衆国地方検事、29歳で合衆国下院議員、30歳で合衆国上院議員、31歳でテネシー州最高裁判所判事) に就いた人物であった⁹⁾。

ジャクソンを世間的に有名にしたのが1815年のニューオーリンズでの英国軍撃退であったのに対し、ビドルのそれは、第二合衆国銀行の政府任命の理事就任 (1819年) であり、同銀行の総裁就任であった¹⁰⁾。

ビドルが総裁に就任し、一連の改革で実績を挙げていった頃、ジャクソンは、1824年の大統領選挙に、W・H・クロフォード、J・Q・アダムズ、H・クレイとともに立候補し、大統領選挙人による一般選挙で第1位になりながら過半数を制することが出来ず、合衆国下院での決選投票の結果、J・Q・アダムズに勝利を譲り、次期選挙で当選を狙う立場にあった。

ラングドン・チーヴス (Langdon Cheves) の後を襲いで37歳で総裁に就任したビドルの取組んだ最初の課題は、ゴーヴァンによれば、1819年恐慌後長期不況に沈み切っていたアメリカ経済を金融面から建て直すことにあった。かれは第二合衆国銀行の組織改革を進め、金融調節に関する意思決定を本店の理事会に集中するとともに、通貨と信用の供給を徐々に増大し、景気回復のための金融的条件を整備した¹¹⁾。

ビドルのこの政策は、ゴーヴァンによれば、産業界に歓迎されたばかりではない。銀行界からも受け入れられた。第二合衆国銀行券が通貨の重要な構成部分を占めるに至ったこと、州法銀行に対して定期的に清算要求がなされなくなったことで、チーヴス時代には敵対関係にあった州法銀行との関係が大きく改善されたからであった。第二合衆国銀行はいまや、州法銀行に対して、今日の手形交換所のような機能を果たすようになり、このことによって、建国以来解決が望まれていた合衆国の通貨価値は急速に安定するに至った¹²⁾。

第二にビドルの取組んだ課題は、ゴーヴァンによれば、海外から受ける経済的圧力 (例えば恐慌の波及など) から国民経済を保護し、経済活動の突然の変動を阻止することであった¹³⁾。

ビドルは、合衆国の経済的攪乱が、海外からの経済的圧力に大きく起因するものであることを知っていた。そこで、このような経済的圧力を回避する金融政策上の方法として、外国為替市場に介入し、為替相場を安定させようとした。ここでロンドンのベアリング・ブラザーズ社やヨーロッパ大陸の銀行家との協力関係が一層緊密になった¹⁴⁾。

以上二つの政策——当面の不況克服政策と将来発生する恐慌に対する予防措置——を通じて、第二合衆国銀行は、かつての「忌み嫌われ恐れられた抑圧者としての機能から、国民経済の保護者でかつ安定者たる機関に変形」したのであった。

ここでわれわれが論評しておかねばならないことは次ぎのことである。すなわち、以上概説した分析ならば、違った形ではあるがすでにかれの先学であるR・C・H・カテロール (Ralph C. H. Catterall) においてもブレイ・ハモンド (Brey Hammond) においてもW・スミス (Walter Smith) においても与えられたものであったということである¹⁵⁾。

それではゴーヴァンの独自性はどこにあったのか。——それは、さきに本論文Ⅱで触れておいたゴーヴァンの主題にかかわっている。すなわち、不況対策、あるいは恐慌の回避政策において、ビドルが歴史上誰にもましてもっとも卓抜した力量を発揮した政策運営者であったという事実の克明な分析にかかわる。

恐慌なり不況なりの原因と性質をめぐる学説ならば、例えばデイヴィッド・リカード (David Ricardo, 1772-1823)、トマス・ロバート・マルサス (Thomas Robert Malthus, 1766-1834)、カール・マルクス (Karl Marx, 1818-83) 以来、すぐれた経済学者によっていろいろな形で数多く提出されて来た。しかしリカードの学説に沿った恐慌回避対策が現実の恐慌をますます激甚にし、政策としてはまったく無力であった事実が示すように、16世紀以来の資本主義の歴史を通じて、これまで恐慌や不況という資本主義経済の危機を「自動調節作用」によることなしに克服し得た理論家も政策運営者も、管見ながら、私は殆ど知らない。ニコラス・ビドルは、J・M・ケインズ (John Maynard Keynes, 1883-1946) の登場以前に現われたこのこと

を達成しえた唯一の政策担当者であった。

この事実を明確な目的意識に沿ってきわめて詳細に跡づけた点で、ゴーヴァンは決して他人の追従を許すものではない。429頁にのぼるかれの著作の大半は、この目的意識に沿った分析であったといつてよい。そしてこの分析成果に基づいて、ゴーヴァンは、ニコラス・ビドルを「ナショナリストでかつパブリック・バンカー」だと評価したのであった。自分一人の利益だけを飽くことなく追求する「私的な銀行家」ならば、当時も今日も掃いて捨てるほどたくさんいる。「パブリック・バンカー」であったところにビドルの本領があった。

そして、つけ加えていえば——これが大切なことなのだが——ビドルのこの特異な役割こそ、同様に「ナショナリスト」で、かつ民衆の「パブリック・サーヴァント」たることを自認したアンドゥルー・ジャクソンと正面からぶつかることになったのである。両者の思い描いた「ナショナル」で「パブリック」なものが、正反対の性格のものであったからである。かたや「ナショナル・エコノミー」の形成者で、成長しつつある資本主義経済を擁護しようとした「パブリック・バンカー」としてのビドル。こなた「民衆こそ主権者 (The People are sovereign)」¹⁶⁾ というまったく新しい、建国の父祖をはるかに超えた民主主義の原理を提起し、大統領は連邦議会以上にナショナルな意思を代表している (President is more representative of the national will than the congress)¹⁷⁾ (イタリックは原文) ことを身をもって実践し、民衆の「パブリック・サーヴァント」に徹しようとしたジャクソン¹⁸⁾。——この両巨人は、かくて、対立すべくして当然対立する宿命の関係に立ったのである。

IV. 第二合衆国銀行の金融政策と恐慌対策(2)

「ナショナリストでかつパブリック・バンカー」——ゴーヴァンがこう銘打ったビドルは、恐慌と不況に立ち向かうときいかにその本領を発揮した。かれは国民経済の攪乱防止を自らの使命とした¹⁹⁾。ヘンリー・クレイが関税政策を通してその目的の実現をはかったのに対して、ビドルは金融政策を通してその実現をはかった。

特筆すべきものとしてゴーヴァンが分析しているのは、一つは、イギリスで起こった1825年恐慌に対する

対応策²⁰⁾であり、いま一つは、ジャクソン政権による非合理的な二つの金融政策——1833年の第二合衆国銀行からの公金引上げ措置 (removal of government deposit) と、土地投機抑制のために採用された1836年の有名な「正貨回状」(Specie Circular) の発布——に対してとったビドルの冷静な対応措置²¹⁾である。

前者についてはすでに同時人によっても注目され、高く評価されていた出来事であり、研究史上でも評価の岐かれることも殆どない²²⁾。イギリス工業にとって重要な原料であった綿花の供給市場であり、かつまた巨額なイギリス資本の受入れ市場でもあった関係上、イギリスの恐慌が同時にアメリカの恐慌でもあったほど両国の経済関係は緊密であったなかで、1825年恐慌はどうして合衆国で回避されたかという問題は、19世紀の世界恐慌史上解明されなければならない大切な問題である。ビドルがこの「回避」において重要な役割を果たした。——これがゴーヴァンの結論であるし、研究史上の定説でもある。

ところがジャクソン政権の非合理的な金融政策によってもたらされた二つのパニックについては、それらがいずれも政争と深くかかわった事柄であっただけに、同時代人の評価も研究史上の評価も、ビドルの側に立つかジャクソンの側に立つかで大きく岐かかれていて定説がない。

ゴーヴァンとレミニはこの点に関しては真向から対立する評価を与えていてきわめて興味ぶかい。

ゴーヴァンはジャクソンの政策からもたらされたこれら二つのパニックがともに完全な政策ミスによるものであったことを実証した²³⁾。ゴーヴァンは、ビドルがこの政策によってもたらされる結果を正確に予知していたこと、したがって、一つは、「パブリック・バンカー」としての責務から、いまひとつは、自行の存立を防衛するため、公金を奪われて限られた政策手段しか用いることの出来ない状況のなかで、可能なかぎりの方策を駆使し、二度のパニック (1837年の場合は全般的正貨支払停止) 克服に努力して成功したことを明らかにした。

これに対してレミニは、1833年のパニックについては、①引き揚げられた公金の再預託願望と、②すでに1832年に決定されている第二合衆国銀行の廃止 (1836年) を覆す目的から、ビドルによって人為的に作り出されたパニックであったとカテロール以後の評価を踏襲した²⁴⁾が、「正貨回状」公布後の1836年のパニック

(それに続く1837年の全般的正貨支払停止)については、①第二合衆国銀行廃止後に新たに設置さるべき財政金融制度について側近のあいだで見解が岐かれ、明確な政策理念が纏らなかつたこと²⁵⁾、②建国来初めてという公債完済の現実のなかで、増大し続ける政府余剰金の処理をめぐるH・クレイの打ち出す体系立った政策²⁶⁾に対抗しうるに足る適正な政策が、自己利益を優先したいと考えた民主党内部の足並みの乱れによって打ち出せなかつたこと²⁷⁾、そのために、③止むなく妥協的に合衆国経済を紙券増発と土地投機に追込む政策(ペット・バンクの増設と、政府余剰金の各州への配分を定めた政策)に駆り立てられたこと²⁸⁾、④こうしてジャクソンの最も懼れた危機的状況が発生したこと、このため何よりも民衆の利益を投機から守る必要性から「正貨回状」を公布し、大統領の行政権に依って問題の解決をはからざるを得なかつたこと²⁹⁾、⑤この措置が、当然、パニックを惹き起こす引金となり、事態を一層悪化させることになった³⁰⁾こと、としてジャクソンを弁護したのであった。

われわれがここでどうしても注目しておかねばならないのは、こと「恐慌対策」に関する限りは、ビドルの方が遙かに有能だったということである。

そこで最後に第二合衆国銀行とイングランド銀行の恐慌対策を比較してビドルの卓越した能力を高く評価したゴーヴァンによるビドルの1825年恐慌対策のポイントを紹介しておくことにしよう³¹⁾。詳しくは注31)を参照されたいが、大切なことは、イングランド銀行の採用した政策がリカードに代表された当時のイギリス正統派経済学の政策であったのに対し、ビドルの採用した恐慌対策は、これとは異なり独自のもので、第2次世界大戦後FRB(連邦準備制度理事会)によって採用されている恐慌回避政策と酷似しているということである。

結局ゴーヴァンが問題にしたかったことは、パニック時の適切な金融政策とは何かということであった。

ケインズ以後の発達した経済学では、いや『ロンバート街』(1873年)の著者ウォルター・バジヨット(Walter Bagehot)においてすらすでに、パニックは担保さえ確実であれば穏やかな貸付けの持続によって防ぐことが出来ることがわかっている³²⁾。しかし、投機の猛威に脅え、その崩壊によって被る経済的傷跡の生々しさに震え上がっていた19世紀初頭のイギリスの経済学者は、1825年恐慌時のイングランド銀行の理事

もそうであったが、盛況を恐慌に転ずる「投機」に対する対応策(金融の引締策)はわかっていたが、パニック期の金融政策(金融緩和策)については、明確な方策を立て得なかつたのである。したがって、パニックは国家の信用をバックにもった信用度の高いイングランド銀行券の増発(穏やかな割引政策の持続)によって回避できるものとは、想像もできなかった。世界史上最初の「近代的恐慌」であったイギリスの1825年恐慌が、金融引締め強化と持続(その最大の原因がイングランド銀行からの正貨流出の防止であったことを知るべきである)によってあのような激甚を極めた恐慌に発展したのに対し、ビドル時代の第二合衆国銀行が逆に金融緩和策をとることによってその波及を回避できた決定的な相違は、「投機」や「パニック」に対する両者の決定的な認識の相違にあったといつてよい。ゴーヴァンは、このような措置を講じたビドルを「ナショナリストであり、かつパブリック・バンカー」と評価し、「恐慌」や「不況」を回避しようと努力している現代の政策担当者の役割と二重写しにしたのであった。

われわれにとって大切なのは、まさにこの点に、ビドルとジャクソンの決定的な対立点を見出すことが出来るのである。ジャクソンは、この種の強大な経済力を行使しうる銀行の存在を懼れた。そしてそれを「大多数の民衆の道義を破壊し、自由を禁圧する」ヒドラ(hydra, 怪蛇)あるいはモンスター(monster, 怪物)だと非難したのであった³³⁾。

そこで以下観点を換え、レミニの著作によりながら「ジャクソンのアメリカ像」を見てゆくことにしよう。

V. ジャクソニアン・デモクラシー(1)

レミニの三部作のうち「ジャクソニアン・デモクラシー」を取扱った第Ⅲ部は、全体で33章から構成された600頁を越す大著である。ここでレミニは、アメリカ民主主義の担い手としてのジャクソンをあらゆる角度から全体像として書き出そうとしている。1940年代末から1950年代にかけて出版されたホーフスタッターやブレイ・ハモンドの研究以来、「民主主義」の担い手としてよりも、経済的「自由放任」の担い手、あるいは、こうした運動の「象徴」という評価を与えられて来たアンドルー・ジャクソン³⁴⁾を、いま一度「民主主義」の担い手として復権させようとしているとこ

るに、レミニの著作の研究史上の意義があるといわねばならない。

そこでレミニは、近年のアメリカ史学会で取上げられている「戦前期」に起こったさまざまな問題、例えば「関税論争」、「銀行論争」、「国内開発論争」、「外交論争」、「テキサス併合論争」、「対インディアン論争」、「奴隷制廃止論争」など、きわめて多岐に亘る問題にひとしく目配りして、そのいずれに対しても一定の観点から著者独自の評価を与えている。

執筆に際して利用された歴大な資料、参考書のうち、著者自らが「解題」をつけている「第2次資料」(secondary sources)³⁵⁾を読み進むと、「ジャクソン像」再構成のための著者レミニの観点がきわめてはっきりしてくる。

ここでは、まず、Edwin A. Miles, *The Era of Good Feelings and the Age of Jackson, 1816-1841* (Arlington Heights, Ill. 1979) が紹介されている。紹介の理由は、今後読者の便宜に供されうると考えられる1816-41年の時期に関する一切の著書・論文約5000点のリストが殆ど完璧に収録されているからである³⁶⁾。

続いてレミニが三部作を纏めるに当って最も影響を受けたとしている2冊の研究書が挙げられている。一つは、James Parton, *Life of Andrew Jackson* (3 vols., New York 1861) であり、いまひとつは本論文IIに掲げた Arthur M. Schlesinger, Jr., *The Age of Jackson* (Boston 1946) である。

パートンの著作についてレミニは、それが「ジャクソンの性格と個性を活写したすぐれた批判的研究」であり、同書の出版以来、ジャクソンの性格に関して新たに付け加えられたものは殆どなかったと高く評価しているが、重大な欠陥として、①メリットが全3巻について不揃いであること、②事実認識に時として誤りがあること、③著者の「ローテーション・システム」に関する容赦ない批判が、ジャクソン政権の目的と方向を振り曲げたことを挙げている³⁷⁾。

これに対してシュレジンガー、Jr.の著作については、現代のジャクソン研究の開始を告知した「劃期的研究」^{ランドマーク・スタディ}で、ジャクソン研究に新しい方向性を与え、約1世代にもわたって歴史家のあいだに論争を巻き起こした、ジャクソンについて書かれた書物のなかで「最も価値があり最も洞察力に富んだ」作品だと評価している³⁸⁾。

ここでレミニがシュレジンガー、Jr.の著作を、アレクシス・ドゥ・トクヴィル (Alexis de Tocqueville) の *Democracy in America*, 2 vols., New York, 1945) と並ぶジャクソン時代研究の双壁と評価している³⁹⁾ ことにも注目しておこう。同時にトクヴィルを批判したエドワード・ペッセンの論文 (Edward Pessen, "The Egalitarian Myth and the American Social Reality: Wealth, Mobility, and Equality in the 'Era of the Common Man'," *American Historical Review*, 1971, LXXVI, pp. 989-1034) に対しては低い評価しか与えていない⁴⁰⁾ ことにも留意しておこう。

早い時期に書かれた伝記⁴¹⁾のうちでは、W・G・サムナー (William Graham Sumner) の著作を除いてほとんどすべて評価が低い。サムナーの著作には、「初期の伝記のなかでは、それのみがジャクソンおよびその時代についてはっきりした観点を提供している」と評価している⁴²⁾。

シュレジンガー、Jr.以降の研究では、ジョン・ウィリアム・ウォード (John William Ward) の著作、*Andrew Jackson: Symbol for an Age* (New York 1955 [邦訳、宇田佳正訳『アンドルー・ジャクソン時代のシンボル』研究社、1975年]) を「立派な研究」として最も高く評価している。マーヴィン・マイヤーズ (Marvin Meyers) とメジャー・L・ウィルソン (Major L. Wilson) の研究については、「興味ぶかい書」、または「大変刺激的な書」という評価を与えている⁴³⁾ が、ホーフスタッターとともにシュレジンガー、Jr.の「ジャクソン像」を破壊する上に力のあったブレイン・ハモンドの著作については、かつて連邦準備局 (1935年の銀行法で連邦準備制度理事会に再編成される前に、連邦準備制度で12の連邦準備銀行の調整機能を果たした機関) の一職員であった関係上、銀行業について数多くの事実を知っていることは疑問の余地はないが、「バンク・ウォー」におけるジャクソンの役割とかかわりについては、完全に間違った叙述をしていると手厳しい評価を与えている⁴⁴⁾。

1950年代後半に現われた「ジャクソニアン・デモクラシー」に関する地方史研究を総合し、「方法においても結論においても、いっそう徹底的なシュレジンガー説批判を試み」、「今世紀前半にフォックスやターナーやピアードやシュレジンガーがうち樹てた、単純明快なジャクソニアン・デモクラシーの歴史像——貴族制と闘う民主制、東部資本と闘う西部農民、あるいは

東部労働者——」を打ち砕いた研究だとして、わが国でも高い評価を受けた⁴⁵⁾ Lee Benson, *The Concept of Jacksonian Democracy: New York as a Test Case* (Princeton 1961) に対しては、リチャード・P・マッコミック (Richard P. McCormick), R・ホーフスタッター, ロナルド・P・フォーミサノ (Ronald P. Formisano) の著作⁴⁶⁾ とともに、「大衆政治の勃興と民主党およびホイッグ党の形成に関するすぐれた文献の一つと評価し、その上で、「ジャクソンの諸政策の『民族文化的』解釈」を提供した研究として、研究史上の重要性を認めている⁴⁷⁾。

これらわが国でもよく知られた数ある研究に加えて、次のような最近の新しい研究動向を視野に収めているところに、「ジャクソンの総合的研究」をめざすレミニの大きな特徴があるといつてよい。

まず「インディアン問題」に対するジャクソンの「思想」と「行動」については、メアリ・ヤング (Mary Young) のすぐれた研究⁴⁸⁾を参照するとともに、自著の関連諸章について前もってヤングに批判を仰いでいるのである。

その他「インディアン問題」については、ロナルド・N・サツ (Ronald N. Satz)⁴⁹⁾, フランシス・ポール・プルーチャ (Francis Paul Prucha)⁵⁰⁾, モーリス・L・ワーデル (Morris L. Wardell)⁵¹⁾, アレル・M・ギブソン (Arrell M. Gibson)⁵²⁾, レジナルド・ホースマン (Reginald Horsman)⁵³⁾, ジェイムズ・ムーニー (James Mooney)⁵⁴⁾, マリオン・L・スターキー (Marion L. Starkey)⁵⁵⁾, サーマン・ウィルキンス (Thurman Wilkins)⁵⁶⁾, グラント・フォアマン (Grant Foreman)⁵⁷⁾, ヘンリー・T・マローン (Henry T. Malone)⁵⁸⁾, アンジー・デボ (Angie Debo)⁵⁹⁾, ミカエル・D・グリーン (Michael D. Green)⁶⁰⁾などの研究が参照されている。

また、1828年および1832年関税法に対してサウスカロライナ州が提出した「無効^{ナリフイキンヨフ}」宣言に関しては、ウィリアム・H・フレーリング (William H. Freehling)⁶¹⁾, ポール・H・バージェロン (Paul H. Bergeron)⁶²⁾, ハリー・L・ワトソン (Harry L. Watson)⁶³⁾, ケネス・M・スタンプ (Kenneth M. Stampp)⁶⁴⁾などの研究が参照されているし、近年の社会史研究——「労働争議」, 「奴隷制問題」, 「都市問題」——にも周到な注意を怠っていない⁶⁵⁾。

これに対して「テキサス問題」については、殆どがす

べて第一次資料の利用に限られているのが目立つ⁶⁶⁾。

最後に本論文で取上げているゴヴァンの研究についてである。レミニはこれについては、「ジャクソン政権全体について」の近年の研究の最良のものとして挙げたりチャード・ラトナーの研究 (Richard Latner, *The Presidency of Andrew Jackson: White House Politics, 1829-1837* [Athens, Ga. 1979]) の直ぐ後に、「バンク・ウォー」に関するレミニ, ジョン・M・マックフォール, ウィリアム・G・シェイドの研究⁶⁷⁾と並べている。

以下、われわれはこれまで明らかにした研究史に対するレミニの配慮をベースにして、レミニその人の「ジャクソン像」と「ジャクソニアン・デモクラシー」の歴史像を浮き彫りにしたいと思う。

VI. ジャクソニアン・デモクラシー(2)

かつてシュレジンガー, Jr. は「ジャクソニアン・デモクラシー」をもって「西部」の開拓者農民による改革運動と等置して来たターナーの解釈⁶⁸⁾を修正し、その主体を「東部」諸都市の労働者階級に求めて、「ジャクソニアン・デモクラシー」の歴史的意義を問う一方、「セクション」間の対立という方法概念を用いて説明されて来たアメリカのダイナミックな歴史の動きを、新たに「階級」間の対立という方法概念を用いて捉え直そうとした。

産業革命が始まり、資本主義生産が展開すれば、好むと好まざるとにかかわらず、当然「階級」分化が進み、憲法を制定した建国期とは違った経済・社会・政治関係が創り出されてくる。建国期にすでに存在していた「セクション」間の構造的相違に加えて、「神の前で平等に創られた」はずの白人間の経済的条件にも大きな相違がもたらされてくるからである⁶⁹⁾。

建国期の「体制」作りが完了し、合衆国が発展期に入る1830年代から南北戦争までのあの激動は、「セクション」間の構造的相違 (したがってまた対立) に白人間の「階級」間対立が複雑に重なり合って醸成されたものであった。

その意味で「階級」間対立という新しい方法概念を「セクション」間の対立という旧来の方法概念のなかにもち込んだシュレジンガー, Jr. の研究史上の意義はきわめて大きかったといわねばならない。

レミニの研究は、ホーフスタッター, ハモンド, ベ

ンソン等第二次世界大戦後の研究によるよりも、これら、ターナー、ピアード、シュレジンガー等の「革新主義=ニューディール史学」の問題の捉え方に大きく影響された研究だといってよい。

しかし、それは決して、後にみるように、かれらの「方法」に全面的に復帰したというものではない。たしかにレミニは「ジャクソニアン・デモクラシー」のよって立つ「階級的基盤」や「主体」をシュレジンガー、Jr.と同様に問題した。そして「ジャクソニアン・ムーヴメント」を支えた人々を「額に汗に^{アベック}して」働く民衆(people)——<workers>と<farmers>——においた。ここで<workers>という用語が大部分都会の労働者を意味したのに対し、<farmers>の用語のなかに、広い意味で「南部」のプランターが含まれていたことに注意されたい⁷⁰⁾。

しかし、注目すべきことは、レミニがそれをアンドルー・ジャクソンその人と関係づけたことであった。それもウォードやマイヤーズのように「多様な社会層の国民的合意」を成立させる「^{シンボル}象徴」としてではない。第二合衆国銀行からの公金引揚げ措置に対してジャクソンを譴責しながら、政敵ヘンリー・クレイが連邦議会でそう批判したように、リーダーシップをもって「革命」(Jackson's "Revolution")を断行したアメリカ合衆国の「チーフ・マジストレイト」その人として関係づけたのであった⁷¹⁾。

自ら「思考」し「行動」する生きたジャクソンその人が民衆の多数の意思を肌で受けとめ、それを「政策」に纏め上げたうえで、もう一度民衆に投げかえしつつ信任を求め——したがってそこでは大統領と民衆の関係は完全に直接に交流する関係にあった——このような政治構造こそ「ジャクソニアン・デモクラシー」の真髄であったと捉え直しているところに、レミニ研究の独自性があるといつてよい⁷²⁾。

したがってレミニの三部作、とくにその第三部は、ジャクソンその人を排除して「ジャクソンの時代」の経済と社会と政治の構造を分析する方向に傾きつつあった近年の研究書とはまったく異なり、ジャクソン自身を歴史の主体として登場させ、そのかれが、建国以来長く地方を基盤に生活し、連邦の政治には直接にかかわることのなかった民衆と直接関係を持ち、新しい時代を創り出しつつあったさまを描き出したものであった。

それはゴーヴァンの著作がビドルという個性ある

「パブリック・バンカー」の伝記という形態を取りながら、ビドルの経済思想と経済政策、さらにその政策効果を克明に跡づけて、ビドルとその仲間たち（「アメリカ体制」派の人々）が、どのようなアメリカ国民経済の構築を展望していたかを明らかにしようとした、すぐれた研究書であったのと軌を一にしている。

長大なレミニの著作を詳細に紹介することは、限られたスペースの小論ではとても果すことが出来ないことである。そこでわれわれは、上に概観したレミニの著作の特性を深めるために、その主要を論点だけでも整理しておくことにしよう。

ゴーヴァンの著作が資本主義経済にとって宿命的な「恐慌」とその後続く「不況」の回避または克服という観点からビドルの政策を克明に跡づけようとした著作であったのに対し、レミニの著作は、ジャクソンの推進しようとした「^{デモクラシー}民主主義」の意味を問い、ジャクソンがどのようなアメリカ社会を創り出すことを自らの課題にしたかを問題にした研究書であった。

したがってゴーヴァンとレミニは、同じ時代を、それぞれが想い入れた人物の立場に沿って、まったく別の立場から描き出そうとしたのであり、当然のこととして、同じ出来事についてもまったく別の評価を下して興味ぶかい。例えば先に見た「バンク・ウォー」に関する評価においてである。

しかし、レミニの研究の特徴は、ゴーヴァンの研究とは重ならない別の次元において発揮されているように思われる。例えば「バンク・ウォー」に関してその政策が経済政策として適正かつ有効であったかどうかという次元で捉えられていないことである。つまりレミニは、ジャクソンがなぜあの時代に「経済」よりも「政治」を優先させたかの意味を問うているといつてよい⁷³⁾。

したがって、レミニの分析は、「恐慌」や「不況」に対するジャクソンの関心などよりむしろ、「無効論者」(nullifier)に対するかれの独得な論理構成、「インディアン問題」、「テキサス問題」、「外交政策」、「奴隷制廃止論」に対するかれの独自の発言に多大の関心を払ったのである。

ところが、ここまで議論をおし進めて来たとき、われわれはどうしても確認しておかねばならない次の事実におつつかってしまふ、これは、著者レミニが、1980年代の今日的観点からすれば当然批判されて然るべきだと思われるジャクソンの「思想」と「行動」上

のいくつかの問題点に多くの心配りをしていることである。

ジャクソンは「民主主義者」としてあの時代の思想運動のリーダーシップをとった。しかし、そのジャクソンは、私生活の面では自ら数十人の黒人奴隷を所有した「南西部」テネシー州の綿作プランターであった⁷⁴⁾。

かれは、大統領選挙でジャクソンに敗れた後マサチューセッツ州選出の下院議員として連邦議会で「奴隷制廃止論」を提唱したジョン・クウィンジー・アダムズを、デモクラシーを破壊する敵対者として憎悪したばかりではない⁷⁵⁾。「奴隷制」については、合衆国憲法で保証された個人の私有財産権に関する問題であった、連邦政府はこれに干渉すべきでないという当時の公的見解を支持していた⁷⁶⁾。またかれはただ一人の奴隷をも解放したこともなく、解放する考えをもったこともなかった⁷⁷⁾。

さらに「インディアン問題」では、^{ステイト・ソヴランテイ}州主権論の立場に立ったジョージア州のインディアン追放政策を支持し、インディアン諸部族の領有権を守ろうとした前政権の「インディアン政策」を撤回して、ミシシッピ河以東のインディアン諸部族の同河以西の地への強制移住を定めた「インディアン強制移住法 (Indian Removal Act, 1830年) の執行に並々ならぬ熱意を示したのであった⁷⁸⁾。

黒人奴隷制を容認し、インディアン諸部族の強制移住に熱意を示したジャクソンは、20世紀末の今日的観点からみて、たしかに「民主主義」のチャンピオンなどではない。加えてかれがまた若き日から国土「膨脹論者」であり、「テキサス併合」の熱烈な推進者であったとすれば、その「思想」と「行動」はどんなに批判されても批判され切ることにはなからう。

レミニがその著作を執筆しながら強烈に意識しているのは、まさにこの拭き切れない汚点ともいべきジャクソンの「思想」と「行動」であった。

にもかかわらず、著者レミニが、ホーフスタッター以降著しく色褪せ、泥まみれになった「民主主義者」ジャクソン像と「ジャクソニアン・デモクラシー」の歴史像を、膨大な資料に基づいてもう一度根底から問い直し、ジャクソンが反対派（「アメリカ体制」派）と対決しつつ頑強に、自分の政治（＝民衆の政治）を求めたのはどうしてか。——われわれは、この事実をここで改めてしっかりと考えておかねばならない。

この問題についてレミニは、「ジャクソン像」を再構築する論述の行間で、ごく控え目に、しかし、きっぱりと次のことを明らかにしている。それは「ジャクソンとその時代」が共有していた思想の決定的な限界である。その思想とは、「近代」に成立した国民国家がいちようにかかえていた人種偏見を正当化させる思想である。共通の祖先(血)、共通の言語、共通の信仰、共通の慣習をともに有する者のみが、一つの国家をつくるのだという、あの一つの観念（今日からみて明らかに不条理な観念であるが、にもかかわらず、今日でもなお現実の世界では完全に払拭されていない国民国家形成の思想）である。

この「思想」がフランス革命以後のヨーロッパ・ナショナリズムを支える思想となり、近代以前のあの「家産制国家」（ヨーロッパ絶対主義国家はその最後の形態であった）の支配から、弱小民族の「民族自決」を促す国民感情の支柱になったことはよく知られている。「近代社会」形成に避けられない形で登場したこの「思想」が、今日でも裏返しの形で「人種偏見」の形をとって現われ、例えば WASP の支配を長らえて来たアメリカ市民社会の共通の観念であったことも周知のことである。

ジャクソンは、この観念を強力にもった当時の典型的なアメリカ人であった⁷⁹⁾。もしこの点だけで「ジャクソンとその時代」のすべてが否定されるのであれば、わが身に問うて謙虚に「国民国家」の歴史的な性格を分析してみたらよからう。——われわれ人類は、この限界を超えないかぎり何時まで経っても「近代」を超えることなど出来はしない。いくらかわれわれの言葉で語った嫌いはあるが、レミニは、このことをはっきりと理解し主張しながら、「ジャクソンとその時代」の歴史的意義を問い直そうとした。

それでは、レミニが「ジャクソンとその時代」に特別な歴史的意義を見出そうとしているのはなぜか。——

それはこの時代がアメリカ資本主義をつくり出す上で劃期的な時代であったから、というのではない。ゴープンが強烈に意識した安定成長する「国民経済」ならば、もうすでに産業革命と、それを政策的にバックアップした「アメリカ体制」派の経済政策によってすでに軌道に乗ろうとしていた。ビドルはこの「体制」を確立する上で必要不可欠な人物であり、その構築を担ったチャンピオンの一人であった。

ジャクソンの否定したのは、まさにこのような「体制」そのものである。なぜか。——そのような「体制」は資本主義を発展させるかも知れない。しかし、そのような「体制」が合衆国憲法を拡張解釈しつつ自己を貫徹する時、アメリカ合衆国を担っているコモンマン (common man)、すなわち、「額に汗をして」働く民衆——<workers>と<farmers>の権利が次ぎから次ぎに剝奪され、一部の裕福な人々の利益のみが擁護される機構へと展開するだろうから。レミニは、そういう。

そこでレミニは、ジャクソン政権が遂行した諸政策を関連づけてその歴史的意義を大要つぎのように述べているのである。

それは「多数者が支配する」(“Majority is to govern”) 原理を世界史上はじめて確立しようとした政策であった⁸⁰⁾と。

ジャクソンは、民衆と連邦政府のあいだに介在した一切の媒介物を排除しようとした。そして、合衆国の「チーフ・マジストレイト」は民衆によって支持されている人でなければならない。したがってそれを選ぶ権利は民衆にあるという原則を打ち立てて実行しようとした⁸¹⁾。この明らかに建国期に制定された合衆国憲法の精神——三権分立、連邦制、代表制——と異なる政治原則を提出したことによって、ジャクソンの「民主主義」は、「アメリカ体制」派とは別の意味で新しいアメリカの社会と国家を展望していたといえよう⁸²⁾。それゆえにこそ、また徹底した批判にさらされることになった。「ジャクソンとその時代」は当然その反動を呼ぶ。

VII. 「ジャクソンとその時代」の歴史的意義

——むすびにかえて——

最後にわれわれは、レミニの著作について書き残した重要な問題を整理しておかねばならない。それは、「ジャクソンとその時代」を歴史的にどう評価するかという問題である。

レミニがその三部作を通じて「エクスパンションニスト膨脹主義者」としてのジャクソン (第I部)、「自由主義者」としてのジャクソン (第II部)、「民主主義者」としてのジャクソン (第III部) を、年代別に分けて特徴づけたことは本論文IIで触れておいた。それではこれらすべてを通してレミニは、アンドゥルー・ジャクソンを一体どのよう

な歴史的人物として描き出そうとしたのだろうか。——ここでわれわれが「ジャクソンとその時代の歴史的意義」という一節を設け本論文の「むすび」においたのは、まさにこの問いに対する読者たるわれわれの理解を開陳するためである。

われわれはレミニの著作から学んだ実に多くの事柄を書き残してしまった。「関税問題」に対するかれの見解⁸³⁾、「無効論者」に対するジャクソンの独自の論理構成、「インディアン問題」⁷⁸⁾や「テキサス問題」に対するかれの「思想」と「行動」、西ヨーロッパ諸国を中心としたジャクソン政権の外交政策、「奴隷制廃止論者」に対する独自の発言⁷⁹⁾、郵便事業等連邦政府の行政改革に対する徹底した意欲⁸⁴⁾、などである。

ここでもそのすべてに満足ゆくまで言及することは出来ないだろう。ここでは、これらの諸問題の一つに括るジャクソンの「思想」について考察しておこう。レミニはそれを『「ナショナリスト」』としてのジャクソン』だと捉えている⁸⁵⁾。

初期から最晩年までのジャクソンの「ナショナリスト」としての中味はもちろん大きく異なっていた。ニューオーリンズの英雄、インディアン討伐の勇士としての初期のジャクソンを突き動かした「ナショナリズム」は、まだエモーショナルなもので、はっきりした「思想」に裏づけられたものではなかったろう。だが、これに決定的に重要な「実体」を与え、その後の「ナショナリスト」ジャクソンをたんなる「膨脹主義者」から「自由主義者」、さらに「民主主義者」へ変えてゆく上で重要な契機を与えたものこそ、レミニによれば、1824年大統領選挙における敗北であった。大統領選挙人による一般選挙で最多得票を得ながら過半数を制することが出来なかったために、連邦下院での決選投票に持ち込まれ、ジョン・クウィンジー・アダムズに敗れ大統領職をアダムズに譲らざるを得なかった合衆国憲法における大統領選挙の規定 (第2条第1節第3項) に対する疑問がこれである⁸⁶⁾。「大統領は直接民衆を代表する」⁸⁷⁾、「大統領は民衆によって選ばれるもの」⁸⁸⁾、あるいは「多数者が支配する」⁸⁹⁾——なのに、多数者たる民衆は、自らの代表者を直接大統領に選ぶことが出来ない。なぜか。それは合衆国憲法のもとにおける大統領選挙方式 (大統領選挙人による間接選挙方式) がそのことを認めていないからである。

ジャクソンを捉えたこの疑問が、その後ジャクソンに対して、若い日かれの心に芽生えていた「ナショナ

リズム」に次第にはっきりした思想的内実を与えてゆくことになったのだとレミニはいう。

建国後すでに30数年経過していた。ニューイングランドを中心に産業革命が進行しつつあった。「東部」沿岸諸都市からオハイオ＝ミシシッピ河渓谷に向けて伸びる道路と運河の建設計画が実現されつつあり、この新しい経済活動の開始は、合衆国憲法に規定された連邦制をとる建国期の合衆国の政治構造といくたの点で衝突するものとなっていた。

州を基本的単位とする政治の仕組みと、州境を超え、連邦的規模、いや国家の枠さえ超えて展開しようとする経済活動との衝突である。

経済活動を自由に放任することは、1819年恐慌の経験上合衆国の国民経済の形成にとって好ましくないと考えたのは「アメリカ体制」派の人々であった。ビドルがその観点からあの金融政策を構想したことは、ゴーヴァンの研究を紹介しながら、先に繰り返し検討して来た。ビドルの「ナショナリズム」はこの明確な意図によって「実体」をもった。それは州境を超えて活動するに至った自由な個人々の企業活動を「神の手」によらずして人為的に、資金の供給と流れを調整することによって一つの調和のとれた体系(「国民的体系」)にもたらすことであった。ビドルはこのことによって「パブリック・バンカー」となった。しかし、ビドルのこの「ナショナリズム」は、同じことを保護関税政策と国内開発事業(とくに連邦財政資金によって進められるそれ)によって達成しようとするマッシュュー・ケアリ、ヘゼキア・ナイルズなどの経済理論家(評論家)やヘンリー・クレイなどの政策担当者の「ナショナリズム」とともに、憲法の精神に反するもの、あるいはハミルトン流「フェデラリズム」の復活(=共和制原理の否定)として、繰り返し制約され続けた。

他方、産業革命の進展(=国民経済の形成)は、地方の民衆の経済・社会・政治生活に深くかかわり始めていた。そしてこれが連邦制下の地方の民衆の眼をいや応なく連邦政治に向け変えさすことになった。押し寄せてくる他州あるいは外国からの工業製品や農産物、外国または他州から求められる自らの生産物に対する豊富な需要——これが地方の民衆の経済生活を大幅に変え始めていたのである。しかも、これらインターステイツ・コマースやインターナショナル・コマースのあり方を大きく規定してゆくようになったのが、他でもない、1820年代の連邦政府の経済政策であった。い

まや連邦政府は、合衆国憲法に規定された慎ましやかに<limited government>の性格を超え始めていた。地方の民衆もまた地方政治だけでなく自分たちの日常の経済生活まで大きく規定することになって来た連邦政治に直接かかわりたいと思うようになっていた。

1820年代半ばから湧き起こってくる憲法修正の動きが、大統領選挙と連邦上院議員選挙方式の改正に向かってくることはよく知られている。地方の民衆がナショナルな問題に深く関心を持ち始めたからである⁹⁰⁾。

1824年大統領選挙に敗れたアンドルー・ジャクソンの「ナショナリズム」は、いまやここに自らの実現基盤を見出したのである。民衆のナショナルな問題に対する関心を受けとめ、これを実現すること——これがその後のジャクソンの「ナショナリズム」の性格を大きく規定してゆくことになった。たんなる「膨脹主義者」から「自由主義者」さらに「民主主義者」へのジャクソンの「思想」と「行動」の飛躍である。

二人とも熱烈な「ナショナリスト」でありながら、ビドルとジャクソンが決定的に相対立し合う関係に入ったのは、こうしてみると、産業革命(交通革命を含む)の進展に対する両者の決定的な対応の相違に由来するものであったことがわかる。

この「対立」をジュレジンガー、Jr.のように「階級」間対立と呼びたいければ呼んでよいかも知れない。だが、「バンク・ウォー」に典型的な形で現われるこの「階級」間対立は、コモンマンの蜂起(「民主的」変革)によって最終的に決着をつけられたものではなく、なかったことに注目されたい。それは、ジャクソンの強力な政治力(拒否権発動や行政命令)で決定づけられたところに特徴がある。しかも論争そのものの性格も、産業革命の進展に対応して起こった19世紀初めのイギリスのあの有名な政策論争(リカード＝マルサス論争に象徴される、あの「国際均衡」路線に踏み切るか、従来通り「国内均衡」路線に踏み留まるかをめぐる論争)の結着の仕方と類似した政策論争の性格をもつものであった。

そこでわれわれは幾分観点をかえて、レミニが南北戦争を展望しつついったいどのような「アメリカ社会像」を「ジャクソンとその時代」の分析を通じて提供しようとしているかを検討しておこう。

ここでレミニの第Ⅲ部がポーク政権の成立(1845年)とジャクソンの死を重ねて叙述し、かの長大な研究を締めくくっているのが象徴的である。

ジェイムズ・ポーク (James K. Polk) はテネシー州選出下院議員として本書のなかにまず登場する⁹¹⁾。ポークはジャクソンの側近の一人として下院歳入委員会で頭角を現わし、第二合衆国銀行からの公金引揚げ措置に関してジャクソンに賛成する立場で行動⁹²⁾、のち連邦下院議長⁹³⁾、テネシー州知事⁹⁴⁾を経て、1840年大統領選挙でジャクソンの推薦を受けて再選を狙うマーティン・ヴァン・ビューレン (Martin Van Buren) と組んで副大統領候補として民主党の指名を受けて敗北⁹⁵⁾、1844年の大統領選挙では、ジャクソンの支持を得て民主党から大統領候補者として指名されて当選、1945年3月第10代アメリカ合衆国大統領に就任した⁹⁶⁾人物であった。

ところでジャクソンの秘蔵子としてかれの信任を一身に集めて来たヴァン・ビューレンの1844年大統領選挙不出馬の理由が、「テキサス問題」に対するヴァン・ビューレンの発言——テキサス併合反対に対する意思表明——にかかわっていた⁹⁷⁾ことは、1840年代半ばのこの時代がすでに新しい激動の時代に入っていたことを物語る大きな出来事であったといつてよい。その事実を知ったジャクソンは、「南西部」諸州の票が失われると失望し、急拠候補者を併合賛成者のポークに切り換えたのであった。選挙で敗れる候補者は自らの政策路線の継承者として不適切だとジャクソンに判断されたからだとレミニは述べている⁹⁸⁾。

ヴァン・ビューレンを信任した理由、ポークを支持した理由は、すべて、ジャクソンにとって、自分の敷いた路線の継承期待以外になかった。

ジャクソン政権第1期に副大統領をつとめたサウスカロライナ州のカルフーン (J. C. Calhoun) は、ヴァン・ビューレンとの競争に敗れ、1832年の関税法 (唾棄さるべき関税法) 制定を機に副大統領を辞任した後、上院議員に転じ、「無効論」を提起して州主権論の立場でサウスカロライナ州の「連邦脱退論」を正当化する政治理論を構築していた。

1828年選挙でジャクソンに敗れた第6代大統領ジョン・クウィンジー・アダムズは、マサチューセッツ州選出の下院議員となり、先に触れたように、1830年代から合衆国でも起こった「アポリシヨニスム 奴隷制廃止論」の政界での代弁者になっていた。

ジャクソンがこの二つの運動を、勃興しつつある「アメリカ民主主義」を破壊する運動だとして極力懼れ嫌悪していたことは、先にレミニの研究を紹介しな

がら述べておいた。レミニは、また、それが、「連邦」を破壊する運動だとジャクソンによって理解されていたとも述べている⁹⁹⁾。

いずれにせよ、ジャクソンの「ナショナリズム」が、「民主主義」と「連邦」の維持を内実にし、その枠内に留っていたことが明らかとなる¹⁰⁰⁾。

ジャクソンが死の直前まで堅持し、ポークに託そうとしていた路線とは、したがって、かかる意味の「民主主義」と「連邦」の維持であった。

「アメリカ体制」派、そしてホイッグ党¹⁰¹⁾はたしかに「連邦」の維持に努力した。カルフーンとクレイの妥協によって成立したといわれる「妥協関税法」(1833年)は、そのことをよく示していた。しかし、1820年代の「アメリカ体制」派、そしてジャクソンの反対党ホイッグ党は、ジャクソンの目射すデモクラシーよりはむしろ、憲法制定時の共和制原則——連邦制、代表制、三権分立——を踏襲し、必要に応じこれに拡張解釈を加える考え方を堅持していた。クレイは1830年代から激発するようになる各地の暴動¹⁰²⁾を、ジャクソン政権の民主化政策のせいにし、「デモクラシー」を「モボクラシー」(mobocracy 暴民政治)と耶喩し、非難した¹⁰³⁾。かれは国民経済を構築することを最大理念に掲げて行動した。

民主党を批判しながらも選挙で勝つ便宜的手段としてだけ民衆に媚びる「ログ・キャビン・キャンペーン」(log cabin campaign)を利用し、1840年大統領選挙でウィリアム・ヘンリー・ハリソン (William Henry Harrison) を大統領に当選させた¹⁰⁴⁾ホイッグ党は、新しい議会の開会と同時1820年代の「アメリカ体制」派の経済政策の復活をはかり、関税の引上げ、ナショナル・バンクの設立、独立国庫制度の廃止を提案した¹⁰⁵⁾。

ここで独立国庫制度とは、財政資金の安全確実な徴集・保管・移転・払出しのために新しく設置された財政資金管理制度のことで、建国以来、銀行(第一合衆国銀行→州法銀行→第二合衆国銀行→ベットバンク)に預託されて来た公金を連邦政府が自ら管理する機構の設置(財政と民間金融との分離)と、租税および公金の国庫への納入、払出しを正貨に限ることを打出した原則(「正貨原則」)を採用したところに大きな特徴をもったヴァン・ビューレン政権の恐慌および不況対策の産物であった。それは、投機を惹き起こし、倫理徳目を荒廃させ、民衆を墮落させる最たるものとし

て銀行券とそれを発行する銀行を忌避し、造幣局の発行する正貨(硬貨)こそが最も信用するに足る民衆の貨幣だと考えたジャクソンによって支持され、その側近の一人で強力な硬貨主義者であった、ミズウリー州選出の上院議員トマス・H・ベントン(Thomas H. Benton)によって推進され実現をみた制度で、第二合衆国銀行廃止前後から紆余曲折を続けて来た民主党財政金融政策の、いわば最終的結論と評価さるべきものであったといえる。

ハリソンの突然の死¹⁰⁶⁾、そして本来ヴァージニア州出身の州主権論者でありながら、いやまさにそれ故にこそジャクソンの政策を支持することが出来ず民主党を脱退し、ホウィッグ党から副大統領候補に指名され当選した、ジョン・タイラー(John Tyler)の大統領への昇格によって¹⁰⁷⁾、ヘンリー・クレイのこの企画が骨抜きにされていった¹⁰⁸⁾ことは、よく知られているが、いずれにもせよ、ホウィッグ党の取り得た「連邦」維持のための政策は、結局、国民経済の形成、アメリカ資本主義の確立にあった。

かくして「ナショナリスト」で、民衆のための政治(民主主義)推進の担い手たることを自らの課題とした晩年(1833-1845年)のジャクソンは、方向性を異にする「ナショナリスト」集団(ホウィッグ党に結集されたそれ)と正面で対峙する一方、両側面に、相互に相争う「奴隷制廃止論者」と「無効論者」(「連邦脱退論者」——これは「保護関税」反対のためのそれから次第に「奴隷制擁護論」のためのそれへ展開しつつあった)をかかえてはげしく挟撃される事態に直面していたといつてよい。

ジャクソンは、1832年12月10日付で11日に公表された「宣言」(サウスカロライナ州の民衆に訴える大統領の「宣言」)の中で、「連邦政府は『永久の連邦』という民衆の行為による同盟に基礎づけられ」(傍点は楠井)て成立したものであるから「一つの州の脱退は断じて許されない」と論じたばかりか、さらに決定的に、「諸州ではなく民衆こそが憲法を通して連邦政府に統治権を与えた。民衆こそ連邦を存立させ、連邦政府を創設し、連邦権を付与した」と論じて¹⁰⁹⁾、これを連邦解体に抵抗する「精神的力」(moral force)にしようと試み、「無効論者」(「連邦脱退論者」=「奴隷制擁護論者」)の言い分に反駁した¹¹⁰⁾。かれはアメリカの選挙民がかれの見解を支持してくれることを確信していた¹¹¹⁾。

かれは、また「奴隷制廃止論」と「奴隷制廃止運動」とを厳密に区別し、前者については「真実の博愛心に動機づけられたもの」と認めながら、後者については、建国期の「連邦党の諸信条の復活を意図している人々によって間違った方向へ操作されて来た」運動で、「連邦を構成する一セクションを他のセクションに対立させようとする努力」だと論難した¹¹²⁾。

しかし、1840年代も半ばにもなると、ジャクソンのこうした意思に反し、奴隷制廃止論者と無効論者(奴隷制擁護論者)との対立は益々強まるばかりとなった。

そして「ジャクソンとその時代」を幕引きする決定的な転換点が来た。「テキサス問題」の浮上である。

レミニによれば、テキサスは、ジャクソンにとって若い日から「夢に描いた帝国の重要な構成要素」であった。かれは、それが1803年のルイジアナ購入の一部に含まれた領域で、合衆国の本来の領土だという立場をとっていた。したがって1819年の対スペイン協定で、諸般の事情から当時モンロー政権の國務長官であったジョン・クウィンジー・アダムズがテキサスを放棄したことをいたく悲しみ批判していた。間もなくメキシコの独立があり、アメリカ人はテキサスに進出し、米墨関係は急速に悪化していった。国境線の確定等大統領在任中に「テキサス問題」に関してジャクソンは数多くの問題をかかえていたが、自らテキサス併合を喝望していた関係上対メキシコ外交交渉で早期に円満かつ適正な措置を遂行する機会を失ったと、レミニは、対西ヨーロッパ外交の粘り強い対応の仕方との相違を指摘して責めている。

ジャクソン政権末期にはテキサス独立運動が展開していた。しかし、この問題に関してジャクソンの配慮したことはといえば、ただ、西欧列強からの非難、すなわち、合衆国政府はテキサス人を唆し、国境紛争解決の名目のもとで自ら軍事行動を展開し、メキシコからのテキサス独立運動に介入しているという非難を回避することだけであったとレミニは述べている。

ジャクソン政権最終日に連邦議会で提案されたテキサス独立承認は、「ナショナリスト」たるジャクソンにとっては「併合」までのたんなる一里塚に過ぎなかった¹¹³⁾のである。——

大要こう分析しながらも、レミニはジャクソンのテキサス喝望の背景に奴隷制問題が介在した事実だけは否定している。ジャクソンにとっては「テキサス問

題」だけがかれのナショナリズムを満足させる国土膨張論の課題であったのではなく、対英国境交渉、とくに「オレゴンの割譲」も視野におさめられていたからであった。テキサスとオレゴンのバランス、「南部」プランターの要求と「西部」独立自営農民の要求のバランス、そして最終的にカリフォルニアの取得——レミニはジャクソンの「テキサス問題」を、このような構図のなかで捉えている。「連邦」の維持と拡張が、ジャクソンのナショナリズムの主題であったからである。

ジャクソンの死の直前、独立したテキサスの「併合」問題が日程に上っていた。「ナショナリスト」ジャクソンがもちろんこれに賛成したことは改めて述べるまでもない。かれは、テキサスが合衆国との併合に成功しなかった場合、ヨーロッパ列強との同盟関係に追い込まれるであろうと想定し、これだけは国益のためにどうしても阻止しなければならないと考えたのであった¹¹⁴⁾。しかし、この問題が、「南部」諸州のプランターによる奴隷制拡張問題と大きく結びつくだろうことは、誰の眼にも明らかであった。「北部」諸州はこの観点から「併合」に一斉に反対した。

かくて、「テキサス問題」は、かれの死後起こるメキシコ戦争の導火線となるものであり、南北戦争の起爆剤に発展する命運を内蔵していた。ジャクソンの「ナショナリズム」は、本来、かれの「民主主義」と「連邦」の維持と不即不離の関係にあるはずなのに、実際には、「連邦」の分離と「民主主義」の否定を導き出す1850年代の危機に発展してゆく命運を背負っていた。レミニは「テキサス問題」の帰趨をこのように展望しただけではない。関連して次のような興味ぶかい問題を提示しているのである。

それは「テキサス問題」がジャクソンの側近のあいだに分裂を惹き起こしたという事実である。

硬貨主義者で、公金の第二合衆国銀行からの引揚げ政策に賛成し、この政策を「行政権による立法権侵害」の最たるものだと非難した連邦上院のジャクソン譴責決議を、1836年に議事録から削除するよう努力し、それに成功した、独立国庫制度創設の推進者トマス・H・ベントンは、1844年の大統領選挙で候補に立つのを下されたヴァン・ビューレンと同様に、テキサス併合を奴隷制度の拡張をめざす「南部」のプランターの要求を実現さす政策だとして猛烈に反対したのであった¹¹⁵⁾。

これに対して同様に、「キッチン・キャビネット」

の有力メンバーの一人ロジャー・B・トーニー (Roger B. Taney) は、「アメリカ体制」派の経済政策を支持したジョン・マーシャル (John Marshall) 亡き後、ジャクソンによって連邦最高裁判所首席判事に任命されていた¹¹⁶⁾が、1850年代には、「ドレッド・スコットの判決」などアメリカ民主主義にとって不名誉な数々の判決を下す当事者になったことでよく知られている。

ジャクソンを支持し、ジャクソン民主党とジャクソン政権の「広報」を担当した『ワシントン・グローブ』 (Washington Globe) 紙のフランシス・プレストン・ブレア (Francis Preston Blair) は、ポーク政権によってその任を解かれてしまっていた¹¹⁷⁾。

ジャクソン政権を支えた側近たちは、みなそれぞれ独自に自分の道を進み始めていたのであった。

かくて「テキサス問題」は、「民主主義」の維持と「連邦」の維持を両立させ、「ナショナリスト」ジャクソンの夢を実現させる絶好の条件になるどころか、それを打ち砕く爆薬として作用し始めていた。ジャクソンの「民主政治」の副産物のような形でおこり、それを両側面から挾撃していた「奴隷制廃止論者」と「無効論者」(「連邦脱退論者」=「奴隷制擁護論者」)がいまや、「テキサス問題」を介して、アメリカ史の前景に踊り出て来ていた。

数々の業績を残し、アメリカ国民経済の構築に貢献したN・ピドルは、ジャクソンの拒否権行使にあって第二合衆国銀行の特許を失ったのち、ペンシルヴェニア州議会の特許を得て、Bank of United States of Pennsylvania を再組織したものの、1837年全般的正貨支払停止に直面。限られた政策手段を用いてアメリカ金融界の苦境を乗り切って一段落し、やっとの想いで総裁を退陣して新しい活躍の場を探そうとほっと息をついた暇もなく、再度1839年パニックに見舞われた。しかしこの時にはすでにかれは総裁の地位になく、かつての部下のすべてに背かれ、恐慌の対処すべきなす術の一切を失ったまま、時の流れに身を委ねた。そして最後は、合衆国銀行ペンシルヴェニアの倒産(1840年)の一切の責任を一身に背負い誹謗と断罪のなかで、1844年、不運のうちにその生涯を閉じた。ピドルの死、そしてジャクソンの死¹¹⁸⁾、時代は新しい政治を求めて大きく躍動し始めていた。かくてジャクソンの路線を継承するはずのポーク政権は、いまや、難問をかかえて「継承」の路線を堅持することが出来ず、「激動の時代」を準備してゆくことになる。

ここでレミニは筆を措く。「ジャクソンとその時代」は終わった。残された問題は、その遺産を誰がどのような形で受け嗣ぎ、あるいは否定しつつ、新しい時代を創り出してゆくかという問題であった。

注

- 1) ゴーヴァンは次のように書いている。「本書は伝記の形態をとっている。しかし、ビドルの全生活を全面的にカバーした物語ではない。私はかれをナショナリストであり、かつパブリック・バンカーとして書いた。蓋し、この面にこそ、これは私の意見であるが、かれの存在意義があるからである。息子として、夫として、また私生活面での市民として……私は描くことができなかつた。Govan, *Nicholas Biddle*, p. ix. ゴーヴァンには、他に、われわれが直ちに利用できる論文として、“Banking and the Credit System in Georgia”, *Journal of Southern History*, IV (1938), pp. 164-84; “John M. Berrien and the Administration of Andrew Jackson”, *Journal of Southern History*, V (1939), pp. 447-67, がある。
- 2) ロバート・V・レミニは、この作品の他, *Martin Van Buren and the Making of the Democratic Party*, New York (Columbia U. P.) 1951 (博士論文), Norton Library ed., New York 1970; *Andrew Jackson and the Bank War: A Study in the Growth of Presidential Power*, New York 1967; *Revolutionary Age of Andrew Jackson*, New York 1976, などの代表作がある。レミニはフォードム大学 (Fordham Univ.) を卒業後、コロンビア大学に進み、ここで修士号と博士号を取得した。
- 3) Govan, *Nicholas Biddle*, Preface, より。
- 4) *Ibid.*, p. viii. ここでゴーヴァンは、合衆国銀行に関するかれ以前のすぐれた研究 (Ralph C. H. Catterall, *The Second Bank of the United States*, Chicago 1903; Walter B. Smith, *Economic Aspects of the Second Bank of the United States*, Cambridge, Mass. 1953; Bray Hammond, *Banks and Politics in America from the Revolution to the Civil War*, Princeton 1957) にも触れ、「これら [の研究書: 楠井] が一般的にみて、ビドルとその政策の解釈の点で好意的であった」ことを認めながらも、同時に、ビドルのなかに「若干の弱点, 判断や行動の面におけるいくつかの誤り, 性格面での幾多の短所」があったことを指摘し、これらが、ビドルの政治的敗北と金融上の失敗の決定的ともいうべき原因であったというふうに

論じていることに言及している。このようなビドル評価に対してゴーヴァンは次のように反論している。「ビドルには欠点や弱点があった。ビドルは誤りも犯した。しかし、これらのいずれも、かれの最終的結末を説明するに十分なことのように私には思えない」。 *Ibid.* ゴーヴァンは、その著作でこの反論を事実に基づいて裏づけようとした。

- 5) *Ibid.*
- 6) Remini, *Andrew Jackson and the Course of American Democracy, 1833-1845*, New York 1984 (以下, Remini, *Jackson*, III, と略記) p. xv.
- 7) ホーフスタッター自身の言葉でいえば、次の通りである。「ジャクソンの運動は、拡大しつつある機会と、これらの機会を、もろもろの制限や特権——それらの起源は政府の行為にあったのだが——を除去することによって、さらに一層拡大しようとする共通の欲求から生じたものであった。こうして、この運動は、若干の留保条件はつくが、本質的には自由放任の運動であった」。 「ジャクソンの時代においては、民主的もりあがりとは、小資本家のもろもろの野心と密接にからみあっていた」。 「東部における製造業の開花と、西部への急速な定住は、企業精神にたいして偉大な成就の方法を与えた。典型的なアメリカ人とは、希望に満ちた資本家であり、刻苦精励の野心家であり、彼にとって実業は一種の宗教であった」。 「ジャクソン自身もジャクソン民主政にかくも大きな新鮮さと活力を与えた企業家的衝動と決して無縁であったわけではなかった。中程度の成功をおさめた企業家であったジャクソンは、競争という民主的ゲームにおいて、熱心に立身出世を求めていた典型的アメリカ人の観点から、物事を自ずから見ることができたのである。この典型的アメリカ人というのは、自分自身の店を開きたいと熱望している職人の親方であり、土地投機をしているプランターや農民であり、裁判官になりたいと願っている弁護士であり、国会議員になることを欲している地方政治家であり、大商人になりたいと願っている小売店主のようなものであった」。 ホーフスタッター、田口・泉訳『アメリカの政治的伝統』 I, pp. 76, 77, 80.
- 8) Govan, *Nicholas Biddle*, pp. 3-8.
- 9) ホーフスタッター、田口・泉訳『アメリカの政治的伝統』 I, pp. 65-66.
- 10) その背後に第5代大統領モンローとの親しい関係があったことは、ゴーヴァンが指摘している。 Govan, *Nicholas Biddle*, pp. 49, 59.
- 11) Govan, *Nicholas Biddle*, pp. 83-85. この点をもう少し詳しく紹介しておこう。ビドルの政策はつぎの通りである。第1は、フィラ

デルフィア本店による全国18支店の管理体制の確立である。このことによって、本店と支店とが完全に総裁の意思に従って行動する単一組織に組織替えされたことは、銀行の運営を効率化し、第二合衆国銀行に備わっていた本来の力を著しく増大させることとなった。各支店の支配人はフィラデルフィア本店の理事会で選出され、かれの行動は直接に本店の支配人の命令によってコントロールされた。諸支店の理事もまたビドルによって選任され、本店の理事会の名のもとで行動した。支店の理事は特許状で支店長を選ぶ権限を与えられていたが、実際にはビドルの意思を押しつけられた。

第2は、資金供給の緩和による不況回復措置の断行である。ビドルは、チーフス時代の金融引締め政策が、とくに「南部」および「西部」で第二合衆国銀行の金融政策に対するきびしい非難の対象になっている事実を掴み、この非難をもっともだと認めて、通貨供給増大政策に踏み切った。まず内陸部の各支店に対して、1819年以前には認めていた各支店の銀行券発行を容認し、内国為替手形の購入にかぎってこれを使用できるようにしたことで、地方での貸付制限を緩和し、全国的に通用する通貨の安定供給体制を整備した。

第3は、「東部」各支店での貸付形態の変更による弾力的な信用調整機能の導入である。チーフス時代には、初代総裁ウィリアム・ジョーンズ時代の傲慢な経営に懲りて、「確実な返済」政策に重点が置かれた。そのため貸付の形態は、証券担保、とくに自行株式担保貸付に傾き勝ちであった。しかし、この方法は、当然、貸付の長期化を招来し、同行資金の拘束をまねく傾向を強め、実際の経済の動向に弾力的に対応する貸付形態からは遠かった。そこでビドルは、これが長期不況を招来させる金融的原因の一つだと考え、貸付形態を、短期で、当座の、通常の商取引に即応でき、景気の状態に応じて信用の調節が容易にできるような形態に改めようとした。人的担保貸付 (loan on personal security) やビジネス・ローンをつやし、内国為替手形の買入れ (purchases of domestic exchange) を増加させた。この結果、原料および完成品の生産、加工、流通等、実態経済の裏付けをもった信用供与が一段と進み、長いあいだ低迷していた物価が上昇し始め、経済活動が活発化し、企業利潤も増進した。

- 12) Govan, *Nicholas Biddle*, pp. 85-86.
 13) この点について、ゴーヴァンは次のように述べている。「貿易収支が逆調の時、もしこれを修正する何らかの措置がとられなかったら、イギリスおよびヨーロッパに対する為替相場は金現送点以上に上昇することになる。為替相場がこの

ように上昇した時、ヨーロッパに対して債務を抱えた人々は、諸銀行から銀を引き出すことになろう。このことは、これらの銀行に自己防衛上銀行券の発行を減じ、取引の縮小を強制させることになる。このようなことは時にたいへん急激に起こる。ビドルの見解によれば、このことは自然の救済措置であるが、不必要なくらい苛酷な措置である。というのは、この措置は流通手段の量を大幅かつ突然収縮し、不都合でしかも屢々抑圧的力で社会に撥ねかえってくるからである。ビドルは、このような状況は、もし『きわめて細心に』管理されなければ、つぎからつぎに、もっと悲惨な諸状況をもたらすことになろうことを知っていた。そこで、かれは、これに備えて、これらの諸結果の力を減らそうと努力した。かくて「第二合衆国銀行は、合衆国最大の外国為替の売手となった。そして同行は、ロンドンのペアリング・ブラザーズ社やヨーロッパ大陸の諸銀行宛に、手形を振出す権限を追加的に獲得した」。

- 14) Govan, *Nicholas Biddle*, p. 87.
 15) この点については、楠井敏朗『アメリカ資本主義と産業革命』(弘文堂、1970年)、第4章を参照。
 16) Remini, *Jackson*, III, pp. 21; 26; 31-32. この文言は「連邦は永続的である」と対句で用いられ、^{ソヴァレンティ・オブ・ピープル}「連邦は人民主権」よって形成されたもので、州主権に基づいて形成されたものでないという工合に用いられている。
 17) Remini, *Jackson*, III, p. 412.
 18) 「ジャクソンは自分自身のことを民間に流布している意思を行使し、選挙民に対して責任をもった政府の長と見ていた」。Remini, *Jackson*, III, p. 160. ジャクソンの「ナショナリスト」としての面は、「サウスカロライナの民衆に訴える大統領の宣言」(proclamation) やサウスカロライナに対する武力行使を連邦議会に訴えた「武力行使法案教書」(Force Bill message) のなかに、とくに現われているとレミニは捉えている。Remini, *Jackson*, III, pp. 34, 47, また注85) を参照。
 19) 1819年恐慌がアメリカ史上未曾有なものであったから、その原因や当面の不況克服をめぐる論議が連邦議会や商業誌上あまた戦わされていた。1819年はじめて第二合衆国銀行の理事(1821年に一度辞任)に就任する前後のビドルがこのような論議に無関心であったはずはなく、ゴーヴァンによれば、マルサス、リカード、ジェイムズ・ミル等の経済学を研究しながら、これらの決定論的経済理論の拒否に傾き、「イギリスによる経済的支配からこの国を解放しよう」という「国家的諸理由から保護関税」擁護の立場を取得、ハミルトン、カルフーン、クレイ

- などの出版物の影響を受けながら、このような計画を達成する欠くべからざる要素として、「国内開発事業とナショナル・バンク」が必要であることを自覚しつつあった。Govan, *Nicholas Biddle*, pp. 70-71. 総裁就任後はこの目的だけに全精力をささげた。
- 20) Govan, *Nicholas Biddle*, pp. 90-95.
- 21) *Ibid.*, pp. 247-259; 299-311; 312-325.
- 22) William Gouge, *The Short History of Paper Money and Banking in the United States*, New York 1935, esp. pp. 179-187; *Niles' Weekly Register*, XXIX (1825), pp. 210-11; Bray Hammond, *op. cit.*, pp. 306-310; Catterall, *op. cit.*, pp. 106-109; Smith, *op. cit.*, pp. 137-142. などを参照。
- 23) 注21)を見よ。
- 24) Remini, *Jackson*, III, chap. 7; Catterall, *op. cit.*, chap. XIII. を見よ。
- 25) トマス・H・ベントン, ウィリアム・ガウジュは、硬貨主義の立場を堅持して早くから独立国庫制度を提案していたが、ジャクソン民主党系の州法銀行(いわゆるペットバンク)に公金を預託することを提案するトーニー, ケンドルー派がいた。差し当り, Remini, *Jackson*, III, pp. 106; 122-123; 134-135; 168-169, を参照。
- 26) クレイの政策は、保護関税政策の維持, 国内開発政策の増進, 地価の維持, 政府余剰金の各州への配分からなっていた。Remini, *Jackson*, III, p. 319.
- 27) Remini, *Jackson*, III, pp. 320-325.
- 28) Remini, *Jackson*, III, pp. 320-325.
- 29) Remini, *Jackson*, III, pp. 318-329. その後随分後になってもジャクソンは、1837年恐慌を回顧して、「少数の富者と多数の労働者のあいだの単なる衝突と解釈」し、依然として、「政府の目的は商人, 銀行, がめつい人, ブローカーが私的な利益のために通貨を操作することを阻止することにある」として、「正貨回状」(急激なデフレ政策への転換)の正当性を論じ続けたという。Remini, *Jackson*, III, p. 431.
- 30) Remini, *Jackson*, III, pp. 318-329.
- 31) 1825年恐慌に対するゴーヴァンの英米対比はつぎの通りである。——イギリスでは1824年を通じて貨幣市場が緩慢で金利は低かった。この低金利はイギリスの投資と投機に絶好の機会を提供した。そして、ロンドンやリヴァプールの最も保守的なビジネスマンでさえ、国内およびラテンアメリカでの投機に巻き込まれていった。熱気と興奮は、同年12月には綿花市場にまで達し、綿花に対する過度の買付注文によって、アメリカ「南部」の輸出港では、在庫品に対する熱狂的な相場が立ったほどである。この結果、合衆国でも、1825年4～5月には原綿価格がおおよそ2倍にも達し、どの銀行も顧客からの貸

付要求と綿花手形の買取り申し出に追われた。

1825年5月になって、イングランド銀行は、正貨流出を危惧し、手形の再割引を削減し始めた。同時にマンチェスターの紡績業者も、アメリカとブラジルから人為的に吊り上げられた価格で綿花を買付けることを拒否し始めた。かくて、原綿市場は一気に崩壊した。

その崩壊は英米両国の原綿取引業者に深刻な打撃を与えた。綿花はリヴァプールに到着すると直ちに価格を無視して売却されるようになった。イギリスの貿易商人は、アメリカの綿花購入代理商の振出した綿花為替に対して、事情の許すかぎり支払を続けたが、イングランド銀行の金融引締め策が奏効してくるにつれて、遂に堪えられなくなった。そして1825年8月初め、クラウダ=クラフ社(Crowder, Clough and Company)の倒産に端を発し、同種の貿易商社の倒産が相次ぎ、イギリスでパニックが発生した。

ここで第二合衆国銀行の政策と比較して、われわれに興味ぶかいのは、パニックが始まり出したこの段階でのイングランド銀行の金融政策である。イングランド銀行は、翌1826年3月まで金融引締め政策を続けた。この結果、前年来投機にかかわりをもって来た104の銀行が、ロンドン、地方の別なく倒産した。この倒産によって、当時イギリスが最も深くかかわっていたラテンアメリカ貿易関係の最大の商社が倒産しただけでない。国内の鉄道会社、その他あらゆる業種の幾千もの企業が倒産した。イギリスは1825年11月から12月にかけて金融恐慌の絶頂をきわめた。

このイギリスの恐慌に対するビドルの対応は、3段階に分かれていた。第1段階は、1823年総裁就任直後の時期。つまり、金融市場に将来起こりうる可能性をもった攪乱を未然に防ごうとして、一般的に恐慌予防措置が講じられた時期。第2段階は、イギリスの投機熱が合衆国に波及した時期。第3段階は、イギリスの綿花市場が崩壊し、アメリカで振出された綿花為替がイギリスで支払拒否に会い、アメリカの関連企業が溯求を受けて倒産を余儀なくされるに至った時期。以上3段階である。

ゴーヴァンは、この3段階でのビドルの対応が、アメリカの資金循環を全体として視野に収めたみごとな政策であったと評価している。

第1段階でビドルは、1825年-1826年中に計画されていた二つの公債借換政策によって生じる巨額な資金需給が、国内の金融市場に対して大きな攪乱要因にならないよう配慮した。

まず第1に、償還日に支払が集中しないように、公債所有者に対して4カ月以上も前から償還の予定されている公債を担保した貸付を認めた。(事実上の期日前の割引償還)。第2にこれ

に対応して新規に発行される借換債の第二合衆国銀行による一括引受け（発行条件の一任をも含む）に関する認可を連邦議会から得た。第3に、ヨーロッパの公債所持者のための償還準備として、アメリカの重要な対外債権である綿花為替の大量買入れを断行し、これを担保にして、ロンドンのベアリング・ブラザーズ社との間に、一定の範囲額内で当座貸越を受ける形で、同社宛スターリング建銀行手形を振出す権限（オープンクレディット）を得た。そして、この条件を整えた上で、ベアリング・ブラザーズ社を通じて、1824年11月-12月に、上記の綿花為替と合衆国銀行株式と新発債を売却する一方、ニューヨーク市場でも、同市場を攪乱させない範囲で同銀行の株式を秘かに売却した。

ここで特筆すべきは、ビドルによる綿花為替の大量購入と、これを担保としたベアリング・ブラザーズ社とのオープンクレディット開設契約である。この措置は、当時の合衆国できわめて大切な対外債権であった綿花為替の独占を意味したばかりではない。輸出総額の50%以上を占めた綿花そのものの値崩れを防止する経済的効果を併せもっており、その後、恐慌回避政策として、ビドルの愛用するところとなった政策であった。連邦議会の特許を失って合衆国銀行ペンシルヴェニア (Bank of United States of Pennsylvania) へ再組織された直後到来した1836-37年のパニック及び一般的正貨支払停止期に、ビドルが国庫金を自由に出来ない制約下にありながら、主としてこの政策だけに頼ってその克服に成功したのはみごとというべきである。ビドルは綿花投機に介入し、綿花価格を引き上げる措置を講じる一方、綿花為替を購入して外国為替市場の安定をはかって、これを克服した。だが、この政策がやがて裏目に出る。ビドルはこのことによって、後世、綿花投機に深い入りした賭博師のような誹謗を受けるようになる。総裁の地位を下りていた1839年に、この方式が旧部下の猛反対に遭って最後まで貫徹できずに失敗し、同行を倒産に導いたからであった。

対応の第2段階では、ビドルは、顧客からの貸付要求を拒否し続け、極めて慎重な姿勢で投機熱の盛り上がりを抑制したが、第3段階では、むしろ逆に、さまざまな悪条件を配慮しながら、イングランド銀行と異なり、ニューヨーク支店を通じて、少額だが徐々に、割引額を増大させ、パニックの危機を回避した。 Govan, *Nicholas Biddle*, pp. 90-95, を参照。

- 32) ウォルター・バジヨット、宇野弘蔵訳『ロンドン——ロンドンの金融市場』（岩波文庫、7刷版、1976年）、pp. 61-62、を参照。ケインズとバジヨットの違いは、バジヨットがまだ金

本位制度の支配する時代にものを考えた経済学者であったのに対して、ケインズは、自ら金本位制度の廃止を提唱した経済学者であったことの違いである。このことによって、ケインズは、一国の保有する貨幣用金量によってではなく、総需要管理によって景気を調節するという劃期的な道を開いたばかりか、すぐれて金本位制度下の貨幣的現象であったパニックを回避することにも成功した。

- 33) Govan, *Nicholas Biddle*, p. 131.
 34) 清水知久・高橋 章・富田虎男『アメリカ史研究入門』（山川出版社、1974年）、pp. 130-155、参照。
 35) Remini, *Jackson*, III, pp. 612-616.
 36) Remini, *Jackson*, III, p. 612.
 37) Remini, *Jackson*, III, pp. 612-613. ジェイムズ・パートンの著書の他、つぎの二冊の著書にも言及している。Marquis James, *The Life of Andrew Jackson*, 2 vols., Indianapolis and New York, 1933, 1937; John S. Bassett, *The Life of Andrew Jackson*, 2 vols., New York 1916.
 38) Remini, *Jackson*, III, p. 613.
 39) *Ibid.*
 40) *Ibid.* エドワード・ベッセンについては、レミニは、「かれのジャクソン嫌悪が個人的にきわめて強烈であるので、その時代についてベッセンの書くものを真面目に取り上げ難い」と論じ、「オールド・ヒッコリ（ジャクソンのニックネーム 楠井）が、その死後約150年経ってもいまなお歴史家からかくも激しい感情的反応を惹き起こす力をもっていることこそ、むしろ驚くべきことである」と述べている。ベッセンには、他に、名著、*Jacksonian America: Society, Personality, and Politics*, Homewood, Ill. 1969; ditto, *Riches, Class, and Power before the Civil War*, Lexington, Mass. 1973, がある。
 41) Remini, *Jackson*, III, p. 613.
 42) *Ibid.*
 43) *Ibid.*, pp. 614-615. J・W・ウォード、M・マイヤーズの著作についてのわが国での評価は、『アメリカ史研究入門』、p. 135、をみよ。
 44) Remini, *Jackson*, III, p. 615. わが国におけるハモンドの影響については、『アメリカ史研究入門』、p. 139を参照。そこには、小原敬士「第二合衆国銀行の歴史的意義——ジャクソン民主主義の再検討」『金融経済』100、1966年と、楠井敏朗『アメリカ資本主義と産業革命』（弘文堂、1970年）、第4章が指摘されている。
 45) 『アメリカ史研究入門』、pp. 142-143.
 46) Richard P. McCormick, *The Second American Party System: Party Formation in the Jack-*

- sonian Era, Chapel Hill 1966; Richard Hofstadter, *The Idea of a Party System*, Berkeley 1969; Ronald P. Formisano, *The British of Mass Political Parties: Michigan, 1827-1861*, Princeton 1971.
- 47) Remini, *Jackson*, III, p. 614.
- 48) メアリー・ヤングの著作としては、次のものが挙げられている。Redskins, Ruffleshirts and Rednecks: *Indian Allotments in Alabama and Mississippi, 1830-1860*, Norman, Okla. 1961; "Indian Removal and the Attack on Tribal Autonomy: The Cherokee Case", in John K. Mahon, *Indians of the Southeast*, Gainesville 1975, pp. 125-134; "The Cherokee Nation: Mirror of the Republic", *American Quarterly*, XXXIII, 1981; "Friends of the Indian," I, II, delivered at Mary Baldwin College, October 8-9, 1981.
- 49) Ronald N. Satz, *American Indian Policy in the Jacksonian Era*, Lincoln 1975.
- 50) Francis Paul Prucha, "Andrew Jackson's Indian Policy: A Reassessment", *Journal of American History*, LVI, 1963, pp. 299-322.
- 51) Morris L. Wardell, *A Political History of the Cherokee Nation, 1838-1907*, Norman, Okla. 1977.
- 52) Arrell M. Gibson, *The American Indian*, Lexington 1980.
- 53) Reginald Horsman, "American Indian Policy and the Origins of Manifest Destiny", in Francis Paul Prucha, ed., *The Indian in American History*, New York 1971.
- 54) James Mooney, *Myths of the Cherokees*, Chicago 1972.
- 55) Marion L. Starkey, *The Cherokee Nation*, New York 1946.
- 56) Thurman Wilkins, *Cherokee Tragedy*, New York 1970.
- 57) Grant Foreman, *Indian Removal: Emigration of the Five Civilized Tribes*, Norman, Okla. 1966.
- 58) Henry T. Malone, *Cherokee of the Old South*, Athens, Ga. 1956.
- 59) Angie Debo, *The Road to Disappearance*, Norman, Okla. 1941.
- 60) Michael D. Green, *The Politics of Indian Removal: Creek Government and Society in Crisis*, Lincoln 1982.
- 61) William H. Freehling, *Prelude to Civil War: The Nullification Controversy in South Carolina, 1816-1836*, New York 1965.
- 62) Paul H. Bergeron, "The Nullification Controversy Revisited", *Tennessee Historical Quarterly*, XXXV, 1976, pp. 263-275.
- 63) Harry L. Watson, *Jacksonian Politics and Community Conflict*, Baton Rouge 1981.
- 64) Kenneth M. Stampp, *The Imperiled Union: Essays on the Background of the Civil War*, New York 1980.
- 65) 例えばつぎの研究がある。Rowland Berthoff, *An Unsettled People: Social Order and Disorder in American History*, New York 1971; David J. Rothman, *The Discovery of the Asylum: Social Order and Disorder in the New Republic*, New York 1971; T. L. Smith, *Revivalism and Social Reform*, New York 1957; William J. Rorabaugh, *The Alcoholic Republic*, New York 1980; Nancy F. Cott, *The Bonds of Womanhood*, New Haven 1976; Leonard L. Richards, *Gentlemen of Property and Standing: Anti-Abolition Mobs in Jacksonian America*, New York 1970; Michael Feldberg, *The Turbulent Era: Riot and Disorder in Jacksonian America*, New York 1980; Russel B. Nye, *Society and Culture in America*, New York 1970; Thomas Dublin, *Women at Work: The Transformation of Work and Community in Lowell, Massachusetts, 1828-1860*, New York 1979; Stephan Thernstrom and Richard Sennett, eds., *Nineteenth Century Cities: Essays in the New Urban History*, New Haven 1969; Peter R. Knights, *The Plain People of Boston, 1830-1860: A Study in City Growth*, New York 1971.
- 66) 重要文献として、二つの古い研究, Eugene C. Barker, "President Jackson and the Texas Revolution", *American Historical Review*, XII/4, July 1907, pp. 788-809; ditto, "The United States and Mexico, 1835-1837", *Mississippi Valley Historical Review*, I/1, June 1914, pp. 3-30, が参照されている。
- 67) Robert V. Remini, *Andrew Jackson and the Bank War*, New York 1967; John M. McFaul, *The Politics of Jacksonian Finance*, Ithaca 1972; William G. Shade, *Banks or No Banks: the Money Question in Western Politics, 1832-1865*, Detroit 1972.
- 68) 例えば, Frederick Jackson Turner, *The United States, 1830-1850: The Nation and Its Sections, with an Introduction by Avery Cra-ven*, New York 1935, を参照。
- 69) Remini, *Jackson*, III, pp. 3-5. そこでレミニは次のように述べている。「1812年戦争(第二対英戦争 1812-1815, 楠井)後アメリカ人によってビジネスへの注意力と仕事への献身がきわめて著しく発展した。戦争が原因となって、この国は、それ自身のインターナル・エコノミーを形成しなければならなかったし、過去と同

じくらい国際貿易に依存するわけにはゆかなくなつた。これに続いて海運業や貿易業から製造業や産業 (manufactures and industry) への資本投下の移動が起こつた。イギリスから工場制度が導入された。この国には天然諸資源——水力・鉄・石炭——が豊富にあったので、移民による労働力供給の絶え間もない成長とともに、産業革命が急速に展開することになった。30年以内に産業社会の創造に不可欠なすべての構成要素が確実に存在するようになった。

- 70) Remini, *Jackson*, III, pp. xvi, 340.
- 71) 「ジャクソンの革命」という言葉は、1833年に断行された第二合衆国銀行からの「公金引上げ」(removal of government deposit) に対して連邦上院で批判演説をしたヘンリー・クレイの言葉である。そこでクレイは、その措置が二重の意味で「三権分立」を原則とする合衆国憲法を否定する「革命的行為だと批判した。一つは財務長官の任命は連邦上院の承認事項なのに、この政策に反対したウィリアム・J・デュアン (William J. Duane) 財務長官を、上院の承認なしに罷免したこと (これは前代未聞のことである)。いま一つは、公金の預託あるいは移転という連邦財政に関わる事柄は、本来、連邦議会の承認事項であるのに、これを無視して行政部の判断で断行してしまったこと。——これら二つの議会無視は、「行政権」を「立法権」に優越させた行為で「革命的行為である。——この演説は上院による「ジャクソン譴責決議」に発展した。詳細は、Remini, *Jackson*, III, pp. 116-131, をみよ。
- 72) レミニはつぎのように述べている。「ジャクソンは繰り返し、『全ての民衆の代表者』として自分自身を押し出した。そして民衆のなかにこそ世^{ポピュラー・ヴォイス}論が表現されているとみた」。Remini, *Jackson*, III, p. 32.
- 73) 例えば、レミニのつぎの叙述をみよ。「合衆国に対するジャクソンの最大の貢献は、チェスナット街の怪物 (第二合衆国銀行——楠井) に対する叫び声で民衆を覚醒させたこと、そしてそのことで、アメリカの政治体制の内部で大衆選挙民 (mass electrate) の相対的な力をつめたこと」にある。Remini, *Jackson*, III, pp. 101-102.
- 74) レミニは奴隷主としてのジャクソンの一面を次のように描写している。「自分の奴隷たちに対するジャクソンの態度は予想されたものであった。……かれらが命令に従い、従順な子供のように行動する限り、適切に取扱った。しかし、逃亡したり、逆ったりした時には、野蛮ではないにしても、極端に残忍であった」。(文中……は楠井) Remini, *Jackson*, III, p. 51.
- 75) Remini, *Jackson*, III, pp. 441-443. アメリカにおける反奴隷制協会 (American Anti-Slavery Society) の創設は、1833年、フィラデルフィアにおいてであった。Ibid., pp. 258-268. ジャクソンの「奴隷廃止論」への論及は、1840年10月8日、テネシー州ジャクソンで開催された「民衆の大集会」(great congregation of people) での演説のなかに見られた。そこでジャクソンは、奴隷廃止論者の目的と、奴隷廃止運動とを区別し、前者については真実の博愛心に動機づけられたものと認めたが、後者については、「連邦党の諸信条の復活を意図している人々によって間違つた方向に操作されて来たもの」で、「連邦を構成するセクションを他のセクションに対立させようとする努力」だと論難した。Ibid., pp. 467-468, を参照。
- 76) レミニは次の事実を指摘している。「1830年代初めの責任ある役人は、奴隷制へ介入しようとする連邦政府の試みが、社会契約関係にある仲間たちの自由と所有権に対する正面攻撃に相当するという事実を一般的に理解し、承認していた」。Ibid., pp. 15-16; 343-344.
- 77) Ibid., p. 484.
- 78) Ibid., chap. 20. ジャクソンのインディアン諸部族に対する基本的な考え方は、「文明社会のなかでインディアンが繁栄するのは不可能だ」という考え方であった。そしてこの「保護者」あるいは「後見人」の立場——欧米人はもっとも好意的な場合でも、このような立場でしか他民族をみていなかった。(「文明人」による「野蛮人」開化の視点) ——が強制移住を正当化する論理となった。Ibid., p. 298, をみよ。
- 79) Ibid., pp. 121, 298.
- 80) 詳しくは、Ibid., chap. 22, Jacksonian Democracy, esp. pp. 337-346. また Ibid., pp. 412-419, とくにかれの「告別の辞」(Farewell Address——これは初代大統領のG. ワシントンの前例に倣おうとしたものであった) を参照。
- 81) Ibid., p. 317.
- 82) Ibid., p. 317.
- 83) 本論文では本文のなかで触れられないので、「関税問題」に関するジャクソンの見解をレミニによりながら纏めておこう。
- この問題に関するジャクソンの公式見解は、第22議会第2会期の冒頭になされた第4回目の教書のなかを示された (1832年12月3日)。そのなかでジャクソンは、1833年中に懸案であった国債の償還が完成することを指摘し、関税率の漸進的引下げを提案した。この関税政策の変更は <minimal government> をめざすジャクソンの考え方と完全に首尾一貫するものであった。レミニによると、1828年の大統領選挙時には明確な関税政策を表明していなかったジャクソンは、「この時期には、(製造業の一楠井)

保護は、働^{ワー}く者とプランターからなる民衆を搾取し、少数者の手中に富を集中し、『依存心』と、独占の性格をもち、『自由と一般的利益を破壊する』『悪徳の胚種を育て上げる』もの』だという見解に到達していた。そこで、いままでは「国債の支払を目的とした十分な租税収入の徴集のためにこの制度をじっと我慢して来た」が、この目的が達成されたいま、もう必要でないと考えるに至った。ジャクソンは、この見解に立って、クレイ=カルフーンの「妥協」によって成立した1833年の「妥協関税法」によって結局廃案の憂き目を見るに至った「ヴァープランク法案」(Verplanck Bill, 関税率を1816年の関税法の水準にまで引下げるそれ)を、1833年1月8日下院に提出する政策を支持した。Remini, *Jackson*, III, pp. 29; 38-42.

この提案の背後にももちろんサウスカロライナ州の「無効論」と「連邦脱退」の脅しがあったことはいうまでもない。しかし、それだけではない。レミニによれば、ジャクソンは関税をめぐる「南部」の憤懣を本物と見ていた。「南部」の人々は、綿花の価格低落を関税法の結果だと考えていた。かれは、この国のあるセクションを犠牲にして、別のセクションに経済的利益をもたらす輸入関税引上げを憲法違反だと見ていた。Ibid., p. 15.

- 84) アーモス・ケンドル (Amos Kendell) に担当させた郵便事業の改革は、連邦行政機構改革による汚職の排除とかかわっていた。ケンドルの改革は大成功であった。^{スボイル・システム}「猿官制度」を導入したことで悪名高いジャクソンの行政改革に対してレミニはその意図をむしろ高く評価しているが、ジャクソンが民衆のための政治に熱意を入れれば入れる程、その意図に反して行政機構が巨大化していった矛盾を同時に指摘することを忘れてはいない。Remini, *Jackson*, III, chap. 16, を参照。

- 85) 注18) に若干補足しておこう。ジャクソンの「ナショナリズム」は、結局、「連邦」を「外」と「内」に対してどう理解するかという問題とかかわっていた。レミニはこのことを強調しながらいくつかが注目に値する論述を行なっている。

まず、「外向き」に「ネイション」(nation)の概念を明確にした。その典型事例は、Remini, *Jackson*, III, chaps. 13, 14, 15, 19, で分析されているヨーロッパ諸国との外交政策、とくに対仏外交政策の成功例である。この成功は、ジャクソンの「民主化政策」に対して決して好意的でなかったヨーロッパ諸国に、「アメリカの自由^{リバタイ}の実験」が成功したことを承認させ、「自由^{リー}でかつ独立国家であるアメリカの諸権利を承認させること」になつとレミニは捉えている。

「テキサス併合」もヨーロッパ列強のテキサス干渉に対する予防策として捉えられている。——しかし、これは、「アメリカ体制」派の「ネイション」概念と変わらない。

第二に「内向き」に「ネイション」(nation)の概念を明確にした。

ここでジャクソンは、「連邦」^{ユニオン}を「民衆」と直接関係づけ、合衆国憲法の共和制原則(連邦制, 三権分立, 代表制)から大きく飛躍した。「合衆国の民衆はそれぞれの州で活動しつつ、憲法をつくった。われわれは大統領と副大統領を選出することで、——一つの国民(one people)である」。州ではなく民衆こそが行政部を代表している。「憲法は政府(government)を形成したが、同盟(league)をつくったのではない。その政府はすべての民衆が代表されている政府であり、民衆それ自身のために直接に活動する政府であって、州のために活動する政府ではない。一つの国家(single nation)が形成されたからには、個々の州は脱退する権利をもたない」。Ibid., pp. 20-21. 同じことは、また、「連邦」^{ユニオン}は個々の州の連合(confederation)ではない。民衆の永遠なる接合である」(Ibid., p. 32)という形で表現されている。これに評釈をつけてレミニは次のように述べている。「かくて共和主義は民主主義に道を譲りつつあった。アンドゥルー・ジャクソンはこの変化にうまく乗かった重要な人物(important instrument)であった。共和主義は、自由を強調しながら、中央政府の行きすぎをチェックする平衡おもり(counterweight)として強力な州の必要性を訴えた。しかし、1830年代の半ば頃には、この哲学は抬頭する産業社会のダイナミクスと和解することが出来なかった。近代世界における自由の保護は、強力なナショナル・ガヴァメントを必要とした。加えて個人の諸権利を脅かす危険性を極小化する方法は、すべての民衆によって選ばれる政府を作ることであった」Ibid., われわれにとって、これらの指摘は、南北戦争後のアメリカが展望されているように思えるばかりか、「アメリカ体制」派の「連邦」^{ユニオン}観との決定的な相違を見出すようで興味ぶかい。「アメリカ体制」派の場合、「国家」は資本主義国家=国民国家=階級国家であったが、ジャクソンの場合はそうではない。それは「自由」と「平等」を求める民衆の代理機関と想定されている。

- 86) Remini, *Jackson*, III, pp. 158; 337-338.

- 87) Ibid., p. 154. "The President is the direct representative of the American people".

- 88) Ibid., pp. 154; 338. "the chief Magistrate elected by the people and responsible to them". なお 87), 88) の文言は、J. D. Richardson,

- Compilation of the Messages and Papers of the Presidents*, Washington, D. C. 1908, II, p. 1311. から引用されたものである。
- 89) Remini, *Jackson*, III, pp. 178; 338. "The majority is to govern", "All must bow to public opinion".
- 90) Remini, *Jackson*, III, pp. 5-7. レミニはつぎのように述べている。「全国を通じて社会・経済面で起こった深刻な変質とともに、諸変化は政治過程にも影響を及ぼさざるを得ず、同時に政治過程によって影響されざるを得なかった」。[選挙権の拡大、投票制限の持続的な排除、大衆政党の創設を援けた専門的な政治家の抬頭、新選挙権者を喜ばせ、これによって大量得票を擲もうとする誇大宣伝技術の発明、全国大会の開始、反メイソン党や労働者党のごとき第三党の出現——これらすべてが、この時代の経済的・社会的興奮から生じた重要な政治的諸改革を持続させ、進行しつつあったアメリカの政治諸制度の民主化に貢献した]。この「民主化」は「平等への欲求」——「機会均等」と「特権の打破」——を主たるテーマとしていた。ただ黒人、女性、インディアンはまだこの限りでなかったが。また、*Ibid.*, p. 101, をみよ。
- 91) *Ibid.*, pp. 118-119.
- 92) *Ibid.*, pp. 163-167.
- 93) *Ibid.*, pp. 253; 256; 427-429.
- 94) *Ibid.*, pp. 277-279.
- 95) *Ibid.*, pp. 463-464; 470.
- 96) *Ibid.*, pp. 499-508.
- 97) *Ibid.*, pp. 497-498.
- 98) *Ibid.*, p. 454.
- 99) *Ibid.*, pp. 467-468.
- 100) 注85) を参照。
- 101) ホウィッグ党についてはレミニは次のように特徴づけている。ナショナル・リパブリカンズ、ナショナル・バンク支持者、「無効論者」、高関税擁護者、国内開発賛成者、州権論者、要するに主義主張で一体化した人々の政党ではなく、ジャクソンの民主主義とその政策、とくに「行政権」の「立法権」、「司法権」に対する優越に反対した人々の政党。Remini, *Jackson*, III, p. 137.
- 102) *Ibid.*, pp. 260-263; 268; 273.
- 103) *Ibid.*, pp. 270; 344.
- 104) *Ibid.*, pp. 466-467.
- 105) *Ibid.*, p. 474.
- 106) *Ibid.*, pp. 472-473.
- 107) *Ibid.*, pp. 472-473.
- 108) *Ibid.*, pp. 474-477; 480-481. これはダニエル・ウェブスターの国務長官辞任、タイラー大統領のホウィッグ党除名に発展する。
- 109) *Ibid.*, p. 16.
- 110) *Ibid.*, pp. 9-10; 17; 21; 31-32.
- 111) *Ibid.*, p. 16.
- 112) *Ibid.*, pp. 467-468.
- 113) *Ibid.*, pp. 352-368.
- 114) *Ibid.*, p. 500.
- 115) *Ibid.*, pp. 498-499.
- 116) *Ibid.*, pp. 266-268; 315.
- 117) *Ibid.*, pp. 515-516.
- 118) Govan, *Nicholas Biddle*, chaps. 27-38, を参照。

〔くすい としろう 横浜国立大学経営学部教授〕